

1 議事日程(第2日)

(平成30年第2回久山町議会定例会)

平成30年3月5日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

8番	只松秀喜	9番	久芳正司
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	實淵孝則
健康福祉課長	物袋由美子	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	國寄和幸	町民生活課長	森裕子
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	矢山良寛
教育課長	久芳義則	税務課長	佐々木信一
田園都市課長	川上克彦		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	山本恵理子
総務課主査	今任邦徳		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許します。

2番清永議員。

○2番（清永義弘君） 清永です。よろしくお願いたします。

私は、今回の一般質問に当たり2項目の質問をいたします。

まず1項目めの質問として、草場区住宅開発に係る具体的な事業計画や近隣地区の開発計画について4点質問いたします。まず1点目は、住宅開発の場所や開発工程。2番目に、地域住民とのコミュニケーション。3番目には、開発業者との連携。4番目に、石切地区の開発計画と草場区住宅開発の関連性。

また、2項目めは公共施設の保守管理について質問いたしますので、それぞれ担当課長と町長の答弁をお願いいたします。

それでは、1項目めの草場区開発関連であります。1点目として住宅開発の場所や開発工程についてであります。

このことにつきましては、昨年12月の議会において事業の補正予算が可決承認され、事業費の削減と工期の延長がなされております。改めて変更された事業計画について、具体的な説明をお聞きします。経営企画課長の説明をよろしくお願いたします。

○議長（阿部文俊君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） お答えいたします。

初めに、議員の皆様におかれましては、草場地区再開発事業の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本町の総人口は8,800人を超えてまいりましたが、草場地区の平成30年2月末日現在の人口と世帯数、高齢化率について、まずご説明をさせていただきたいと思っております。草場地区は人口268人で、町の総人口の約3%。世帯数は140世帯で、町の総世帯数の約4.1%と、他の行政区に比べ定住人口、世帯が著しく少なく、かつ他地域の高齢化率の

平均約27.1%に比べ、草場地区は約44.8%と27.1ポイントも高い状況であることから、集落の存続形成が危ぶまれる状況となっております。

今回、地区の中心部を再開発し、新規居住スペースを提供することによりまして定住人口の増加を図り集落の活性化を取り戻すため、平成28年度から役場内に再開発プロジェクトチームを組織し、当該事業に着手してきております。

それでは、住宅開発の場所についてでございますが、議案説明会におきまして改めて土地利用計画平面図をもちましてご説明させていただきたいと思っておりますが、草場集会所周辺及び草場池堰堤下一体の株式会社麻生が保有する約3.04ヘクタールを含む約3.2ヘクタールについて再開発事業を行います。

開発工程につきましては、今年度中に株式会社麻生が保有する開発区域内の土地を全て取得し、あわせて地区計画の都市計画決定ならびに都市計画法第29条開発業務本申請を終了させます。造成工事着手から完了までの工程につきましては、平成30年度から平成32年度までを3工区に分け、3カ年で工事を施工します。そのため、本年5月に第一工区の工事入札を執行し、6月に工事契約議案を上程させていただき、ご承認いただきましたら7月から草場集会所北側及び藤河・猪野線隣接区域の工事に着手いたします。

平成31年度には、既存集落に隣接する旧麻生炭鉱住宅跡地を、平成32年度には、草場池堰堤下付近についてそれぞれ造成工事に着手し、32年度末までの全工事を完了させる計画でございます。

なお、分譲地の販売は第一工区の工事完了エリアを平成31年度から分譲開始し、平成33年度を目途に全分譲地の完売を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） それでは、2点目でございますが、地域住民とのコミュニケーションであります。新しく入居される住民の方々とのコミュニケーションをとることが当たり前でございますけれども、新住民の皆さんが地域の規約に反し行政区にも入らない、また小组もつかないといったようなことであれば、せっかく町が住宅開発を進めても意味がありません。

土地の売却募集の際の対策をどのように考えてあるのか、お聞きしたいと思います。その具体案を示してもらいたいと思います。

また、今回の事業により、公民館横のアンビシャス運動で子どもたちと利用しております畑がなくなってまいります。毎年、子どもたちのために芋掘りとかそういう形で提供させておるわけですが、それもなくなってしまいます。

また、旧炭鉱跡地の購入をしてる関係で、旧住民の方については現在でも実質自分の駐車場を持たないというような方々もいらっしゃいますので、その対策まで含めたところで、地域住民とのコミュニケーションをどんなふうにとっていくのかというところを、改めてまた経営企画課長に説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） お答えいたします。

今回の再開発事業により、新規に77区画の分譲地を予定しており、230名程度の新規居住者を迎える計画となっております。このことにより、既存住民268人に対し、ほぼ同数の転入が予測されます。そこで、既存住民とのコミュニケーションの醸成が今後のコミュニティ形成には重要となってまいります。これから、地域の方々と一緒に町を作り上げていくことを念頭に置き、まずは新規住民を受け入れる地域の皆様の意見を聞きながら地域のルールづくりを進めてまいりたいと思います。

また、コミュニティは無理に距離を近づけようとしても難しい面があるため、コミュニティ誘発のきっかけを作ることが大切であろうかと考えます。そのため、造成工事が開始される平成30年度には、地域住民、関係企業、購入希望者等、幅広い方々が参加できる町開きイベント等の開催についても企画したいと考えております。

先ほど、清永議員がおっしゃいました組合にどう新規住民が入ってこられるかというところで、土地の売買契約の決裁につきましては、行政区・組合加入、これを絶対条件として決裁いたしたいというふうに考えてます。

今、麻生さんの土地のほうに畑で利用されているところとかがございます。当計画では、菜園をですね、コミュニティの場として草場池堰堤下等に配置させていきたいというふうに考えてます。

また、路上駐車も目立っているような状況でございますので、ここも草場地域の皆様のご意見を聞きながら駐車場の確保等を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（町長久芳菊司君「議長、ちょっと追加」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、課長のほうから質問に対してはいろいろ対策を講じていきますということで、実際そういう計画で進めるようにしてますけれども、今の中で、いわゆる清永議員がおっしゃった子ども会活動の菜園、それから地域住民の方の駐車場、これについても今課長が言ったとおりなんですけれども、ただ行政としてどの地域にも同じようなということが原則なんですけれども、ただ草場地区の場合は地域全体が民間の土地というこ

とで、現状が非常に公共の空地がないということでございますよね。

だから、今回はそういう面で今回の整備とあわせて、そういう駐車場も含めた公共空地は確保していきたいと思っています。

ただし、子ども会の活動とかいうのは、菜園ちゅうのはある程度公共性ということでやりますけども、駐車場については基本有料という形になってくることはご了解いただきたいと思います。ただ、菜園については今後子ども会だけでなく地域住民と新しい住民の方たちの一つの交流のツールとして考えてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） そのような形で進めていただきたいと思います。

それでは、3点目でございますけども、今町長が申されたような形の中で、開発業者との連携が当然必要になってきます。開発に当たっては、開発業者の選定が重要な問題となりますので、今2番目に申しましたような契約書の関係だとか、もろもろな面が発生することと懸念されます。

特に、開発関連に関しましては、一業者であれば万一倒産というような形になると、この敷地の分譲地が荒れ放題というような形で取り扱いができないというふうな状態にもなりかねませんので、慎重な協議が必要だと思っておりますので、この開発業者との連携対策をどのような形で持っていかれるのか、業者の選定方法だとかそういう形のものを、経営企画課長のほうにまた説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） お答えいたします。

今回の開発事業は、久山町が開発事業主体でございます。平成31年度から3期にわたって分譲を行ってまいります。購入者のターゲットは福岡市東区や糟屋郡内居住者等を含め町内企業労働者など、魅力ある久山町への転入希望者といたします。ホームページや新聞折り込み広告、住宅情報誌への掲載等により積極的な宣伝を行い、分譲に際しましては多くの地元ハウスメーカー、工務店にご協力いただきながら早期完売を目指しています。

また、先ほど申し上げましたように、土地の売買契約につきましては、地元行政区への加入を絶対条件といたしまして、建物の外観や敷地利用などについての町並みルールを策定し、販売メーカーにはまちづくりのコンセプトを十分に理解させ、この町並みルールに沿った住宅建築をお願いしたいというふうに考えております。

企業はもう既に数社接触しておりますが、基本的には十数社にあたりまして、どうしても大手のハウスメーカーは、やはり資金力がございますので、そこに処分というのが一番

町にとってリスクが低いというふうな形で考えます。しかしながら、協力体制ということを考えましたら、やはり地元工務店とかそういったところのほうが、身近な、フットワークが軽いというか地域のことをよく理解してあるような、そういった業者を選択して協議を持っていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 当然、まちづくりとしては業者の選択については大変必要なことだと思います。特に今課長が申されるように、地元の業者さんを使うというのは将来にとっても大事なことだと思いますので、そこら辺を慎重に検討していただいて、まちづくりに奮闘してもらいたいと思います。

次に、4点目でございますけども、4項目めは石切地区の開発計画と草場住宅開発の関連性についてお聞きします。

既に、石切地区や草場地区周辺ではオリーブの木の植栽や地元業者への土地の融資といった事業が進められておるようでございますので、今後まちの方向性をどういうふうな形で導いていくのか、町長の方針を明らかに示していただきたいと思います。

また、今年度予算には草場区住宅開発の予算が上程されていますが、議案が可決承認された場合については、先ほど担当課長も答えを出していただいておりますけども、住民説明会の早期開催をしていただきたいと思いますので、もろもろを含めたところで町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場地区と大きく関連があります石切、原山地区の開発、それから藤河ですかね。私としては、今回の草場地区の住宅開発の町全体としての一つは定住人口の確保でございます。

草場地区の活性化を目的とした定住人口の開発と同時に、今現在久山町で生活必需品の店舗がないのが草場、猪野、上山田も。上山田はトリアスには近い位置にあるんですけども、そういうところにそういう店舗ができてくるには一定の人口が必要なんですけれども。久山町の人口政策、土地利用政策として急激に増えていくことは難しいと思っておりますので、むしろ久山町が定住人口と一緒に進めていかななくてはならないのが、いわゆる外部からの昼間の流入人口じゃないか、それはやはり観光流入人口を高めていく必要があるなと思っております。

そういう意味で、いつも言ってますけれども、今回篠栗と上久原、それから猪野、藤河、それから35号線が合う、この路線、沿線というのは、首羅山もそうですけども、猪野

の皇大神宮をはじめ観光的な要素の高い地区、そして草場地区、その奥に久原本家が計画してある、いわゆるビレッジ構想といいますか、これも大きな集客を考えた計画をされますので、そういうのを含めた上で、久山町のオリーブ事業も観光という形で一緒に進めていきたいなと思っています。

そして、以前してました石切、原山地区については、ここはちょっと大きな規模になると思いますので、個別の開発というのは非常に難しいし、また今の町の体力からいえば、町の主体事業という形では、きついということで、やっぱりこれは大きな民間の提案なり参加がないと難しいと思いますので、いずれにしてもあの一帯のそういう、町としては大型開発を希望してますし、そういう形で将来に向けていきたいと思っていますので。

今言いましたように、草場周辺についてはそういう形で、沿線の開発とともにまちづくりという形で進めていきたいなと思っていますので、そういう形で今のところ取り組んでいきたいなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 私も、今町長が申されましたように、特に草場地区については通り過ぎる集落ではできないと思いますので、やはり町長が申されるような開発か構想をですね、進めてもらいたいと思います。

それと、石切地区に関しては、今町長が申されましたけども、地元の地権者の方については、かなりの年数を強いられてると思います。確か、私が知る限りでは昭和60年ごろ2回目の廃園政策がなされて、その後いろいろな政策であそこの開発が止まった状態にもなりますので、なるべく早目に町長に決断していただいて、業者とも協議しながら開発の方向に持って行っていただきたいと思いますので、今後とも検討をまたよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に2項目めに入りますけども、公共施設の保守管理について1点質問いたします。

町が抱える施設の保全管理については、大変苦勞なされておると思います。しかし、事故があっては手遅れです。町の施設を全て指摘するのも大変であります。今回私が知る限りでは山田小学校体育館の天井壁については、かなり前から破損というか崩れた状態になってると思われまますので、この体育館の補修工事と申しますか、それと町全体の施設を保守管理するに当たって、どのような計画がなされているのか、考え方があるのか、教えていただきたいと思っています。

特に、山田小学校につきましては、毎日子どもたちが体育行事で利用したり、サークル活動で毎晩体育館を利用されているようです。

また、町の主催の体育行事にも、毎年1回か2回かは体育館を町民の皆さんが利用して大会を運営するというような流れになっておりますので、このときに事故が起きたということでは遅くございますので、今後の補修工事の有無についてどのような計画をしてあるのか、教育課長のほうに説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育課長。

○教育課長（久芳義則君） お答えいたします。

山田小学校の体育館は、平成4年8月に建築を終了しております。現在、25年を経過しておる状況でございます。ご承知のとおり老朽化も進んでおり、ご質問の天井についても剥がれ落ちている状況でございます。しかしながら、山田小学校の体育館の資材につきましては有機質繊維であるセルロースファイバーを全体で使用しておるところで、人的には安全な資材を使用しておる現状でございます。

それから、補修工事の有無につきましては、天井部のみでなく、2020年以降に製造が中止となる水銀灯の取り換え、またトップライトの改修も必要になっていくと思います。あわせて改修を行うことが効率であると考えております。次年度から、学校施設の増築また改築、給食等の導入を進めている状況でございます。体育館の改修につきましては、大規模な改修となりますので、児童・生徒の安全対策も含め、優先順位を決め、今後事業計画に沿って進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今申されたように、管理については大変だと思います。私が先ほど申しますように、事故があったときは、ということとがありますので、再三それを注意しながら事業運営に当たっていただきたいと思います。

それでは、今私のほうで2項目質問いたしました。草場開発、それから公共施設の施設管理、保全といった点について、町長から再度どのような計画で持っていくのか回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 全体的には、草場については課長がスケジュール説明したとおりでございますし、町としては大変財政的にも大きな事業でありますので、その効果を十分に発揮できるように、素晴らしい環境の住宅地にしていきたいと思っております。

それには当然、先ほどもおっしゃったように、ある適当な時期になれば地元で説明会をしてもらいたいと思っておりますし、これは人口が半々になるぐらいの住宅開発でございますので、新規入居者については、この開発の中で十分指導なり対策をやっていきますけれど

も、一方で現在の住民の方の受け入れ態勢ちゅうのも必要じゃないかなと思ってますので、その辺を含めながら地域のほうと一緒に協議をして進めてまいりたいと思ってます。

それから、小学校の体育館を含める公共施設の適正な管理については、今町のほうで、そういう公共施設の将来を見据えた経営管理計画というのは策定をしているところでございますけれども、現実に非常に、これはもう全国的な問題だと思いますけれども、特に大きな施設、バブル時期にいろいろ国の政策で進めてきた公共施設、あるいはリゾート施設などありますけれども、ちょうど今からだんだんこういう施設の補修、改修が出てくる時期が出てくると思いますし、本町におきましても町の公共施設、そして特に地区施設当たりの、今回も中久原出しましたけれども、そういう面で非常に財政的にも負担の大きくなる形も想定されますので、引き続いてそういう計画を立てながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今、町長が申されましたように、町の運営については大変だろうと思います。今後とも住民本位で頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、私はこれで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（阿部文俊君） 次に、3番有田議員。

有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは、2項目ほど質問させていただきます。

1項目め、町政に臨む姿勢についてお尋ねします。

今議会冒頭の所信表明で触れられましたが、改めて平成30年度の町政への意気込みなどの取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まさに、新年度に対する私の取り組み、それを反映するのが一般会計の当初予算でありますけれども、冒頭に所信表明した、まさにそのとおりでございます。主なもの、考え方はいろいろ述べましたけれども、まず特徴的なのは、予算から説明しますと久山町は税収が伸びておりますので、本年度は1億5,000万円ほど町税の予算を増額しております。これは、いろんな住宅開発、区画整理等の住宅開発による人口増、それから固定資産税の増が着実に上昇していることは間違いありません。それから、町内企業さんのいわゆる頑張りといえますか、非常に好成績を上げていただいています。そういう形で、町民法人税が伸びている、そういう状況が歳入の特徴でございます。

それからもう一つは、実は有田議員からもよく言われてたんですけど、本年度予算はふるさと納税額を1億円計上させていただきました。これは、ある程度民間サイトを活用しての情報を発信することで、少し大きな期待を込めた予算でございますので、今後努力してまいりたいと思っております。

歳出では今言いました、一つには、これから公共施設の適正管理に関する予算を出していく。そういう形で、今年度は中久原の新建会館の改修事業を入れておりますけども、もう一つは、けやきの森幼稚園を建てましたので、適正化事業という形で、一方で5年以内に旧園舎を壊すという形になりますので、これに取り組んでいかなくはなりません、今年の歳出の大きな特徴は、今年度初めに昨年から行いました久山町のまちづくりアンケートと申しますか、新国富に基づいたアンケート事業結果を久山町の新国富事業として幾つか組み込んでいく、ああいった予算になってます。

冒頭に言いましたように、一番ニーズの高かった子どもさんたちの公園を初め5つの項目について久山町の新国富事業、いわゆる久山町民のニーズの高いもの、そして豊かさを実感できるものを高めるといふ形での新国富事業を、今年の歳出予算の中に組み込んでいくということでございます。

それからもう一つは、定住人口の促進ということで、これ事業費大きくなりますけども、草場の住宅開発事業、それから健康づくりにおきましては新たな健康予防への取り組みということで、これまで九州大学と行っている予防健診事業というのは、あくまでも健康予防に対する受け身の形ですけれども、本年度からアクティブになっていきますかポジティブに町民自らが健康予防の意識を高めていただき、自ら健康に取り組んでいただくということで、そういう運動を展開したいということで、健康アプリを活用した予防事業に予算を取り組んでおります。これは、IT関係の企業さんとの協力を得ながら進めてまいりたいと思っております。

そしてもう一つは、災害時の防災無線、今有線放送でつなげてやっておりますけれども、これを無線化をしていこうということで、歳入としては非常に町税が好調、しかしながら一方で、その部分に対応する交付税の減額もやっておりますけれども、歳出については久山町の新国富の事業を予算進めていくことによって、久山町の町民の満足度がどこまで高まっていくかというのもまた進めてまいりたいと思っておりますし、今言いました、健康課の新しい健康予防への取り組みと防災、安全・安心の社会づくりというか、そういうのが今回の一般会計の予算でございますので、新しいそういう展開に向けて本年度は進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ぜひ、30年度に、行政としては町民に夢を持たせるというのも、これが行政の務めであろうと、こういうふうに思います。予算のほうで、ちらっと述べられましたけれども、ふるさと納税が去年は当初予算800万円、今年は1億と。今度の町長の気の入れ方のように、私もぜひ何かお手伝いすることがあれば、私も一緒に頑張っってやっていきたいと、こう思います。

特に、いろいろな事業がございすけども、いろいろのところに頼むということもありましようが、例えば久山町出身者の同窓会事業とか、そういうところもまた考えていただければと思います。それから、財政につきましては、私も本年度の当初予算を見ましたが、町債2億6,000万円、公債費が4億5,000万かというように、返すお金のほうが多いということは財政健全化の一環というふうに捉えたいと思っております。

これからは、一ついろいろ先ほど言いましたふるさと納税につきましても、あるいは農業問題につきましても、一つ特産品を作るとかいうような考え方も一つ持っていたきたいと思ひます。

それでは次に、予算を今言われましたけども、私なりに思うには、平成30年度は子育て支援や子ども教育費など子ども関連の予算を大幅に増額して少子・高齢化に対応し、子育て世代が住みやすいまちづくりを進めたらどうかの思いが強い。そこで、子ども関連についての予算についてはどのように感じておられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 子ども関連の予算についてですか。

（3番有田行彦君「ほんなら、後のとこで、またお話しさせていただきますましよう」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それじゃあ2項目めに、また子ども関連の質問、子育て支援政策について上げさせていただいておりますので、この点で子ども関連の予算等についてお尋ねしてまいりたいと思ひます。

次期30年度には積極的に取り組んでいただきたい子育て支援、保育料についてお尋ねします。

久山町では、平成29年度12月末で0～2歳児の子が241人。0～5歳児までは522人になっています。子育て支援の拡充が必要になってきています。また、保育料は実施主体の市町村が決めます。標準的な子育て世帯、特に0～2歳児の認可保育所の保育料が自治体によって異なります。大きな理由は、自治体の支援、子育て支援施策、予算の優先度の差ではないかと考えます。

私は、今3人の孫を持っておりますが、その関係で孫が通っている柳川市の認可保育所や、久山町に引っ越してこられた若い保護者の方たちと上久原総合公園の遊技場などで話す機会が増え、子育てでの苦労話を聞くことがあります。特に、保育料についての話題が多く、その中でも0～2歳児の認可保育所などの保育料が、住む場所によって子育ての負担が大きく違うのはなぜかの声を聞きます。

私の孫が通っている柳川市の認可保育所の保育料と久山町の保育料を比べると、柳川市のほうが安く、またさらに福岡県内で一番安い大川市とは大きな格差があり、確かに自治体によって違うことに気がつきました。大川市に保育料について尋ねましたところ、大川市は市の子育て優先の施策で保育料を国の基準額より約70%減額し、値下げ分約1億9,000万円を市が負担して若年層の定住促進を進めた。また、福岡市は子育ての負担を軽減したいという市の方針により、国の基準額より安く設定しているとの説明がありました。

そこでお尋ねします。久山町の特に標準的な子育て世帯が払う0～2歳児等の保育料は、粕屋町を除いた糟屋郡6町と県内一高い保育料であるが、保育料の現状をどうお考えですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 保育料の関係についてご説明したいと思います。

昨年、12月30日に西日本新聞等で、今おっしゃったような関連の記事が出てたと思いますが、ただ糟屋郡は確かに県内では高い位置にありますけれども、これは基本、国が示す基準額というのがありまして、糟屋地区もそれを採用してるということで、保育料の決定に当たりましては国が示すこの基準額、これは主に所得割、それから預ける子供さんの年齢とかを基にした、特に所得割が主だと思いますけれども、そういう形から国が基準額を出しております。

そしてもう一つは、給付限度額というのがありまして、これは地域区分によって、地域によってその基準額の給付限度額の差が示されてますし、地域区分と施設の規模、ですから必ずしも全体的に糟屋地区は上位にあるんですけれども、そこそこでそういう、一つは今言った国の基準か給付限度額の2つの基準があって、どちらか安いほうをとるようにしています。

そういう形で、糟屋地区あたりは国の基準額をやっているところじゃないかなと思っていますので、糟屋郡では粕屋町さんだけが町の特別の施策を少し入れてありますので、低いんですけれども、あとは大体同じぐらいのレベルにあるんじゃないかなと思っていますので、必ずしも久山町が、あるいは糟屋地区が県下で一番高いということじゃなく、どうし

でも福岡都市圏地域にあるという地域区分とかいうのも含まれますし、本町においては、そういう施設の規模などを考えると給付限度額じゃなくて国の基準でいったほうが安くなるという、そういう形をとっておりますので、特別なその大川市みたいな人口減対策とか若年層の減少を歯止めをするという特別の施策をしてる自治体とは、少し差があるんじゃないかなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も、12月30日の新聞を見まして、ほうっと思ったのは、結局今安い基準でということで標準的な保育料というのが福岡県の60市町村、出してありますよね。その福岡県の平均は4万9,861円というのは、そういった出してある標準的な階層の中に、久山町のものが6万1,000円だと。町長の言われるのも、これに沿ってやっていると言うけれども、これに沿ってやっておられる割には高いということです。実績から見ると、県内一高い数字になっておるといことです。今言いますように、福岡県は平均4万9,861円と。

だから、私は何でそういうふうな数字になるのかというのを聞きたかったんです。何で、それじゃあ久山は6万1,000円になるのか。じゃあ、ほかの市町村は頑張っ、今言いますように福岡県は平均4万9,861円でやるのに、何でっていうふうな考え方を持っておるわけでございます。

それで、保育料は自治体の方針で決めると。粕屋町を除いた糟屋郡6町の保育料が県内一高い設定で6町一緒というのが、これまた一つの疑問の点であろうと思います。

それから、こういうふうなことは言いたくないんですけど、久山町の子育て支援施策も糟屋郡6町と一緒にするのか、周辺相場を見て決めていらっしゃるんじゃないかと。糟屋郡の粕屋町以外の近隣の市町村と周辺の相場を決めてやっていこうということじゃなかろうかと。そういうことであれば、子育ての施策内容より周辺相場を大事にしたということではないかと思っています。

私は、久山に新しく引っ越してこられた保護者の方たちの話を聞いてますと、久山町の保育料高いですねと尋ねられた。保護者が払う保険料は、今町長も言われましたけど、実施市町村が決めるんです。子育て世帯の負担を軽減する施策をどうぞ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどもちょっと言いましたけれども、久山町だけじゃない糟屋地区がそうなんでしょうけど、特別にそういう設定をしているわけでも何でもありません。国の保育料と言いましても、先ほど言いましたように、国がちゃんと基準を示しています。

その基準というのは8段階あるんですよね。第1から第8まであって、第1は生活保護世帯、第2は非課税世帯、そこが第1、2という区分があります。当然この辺はゼロになったり、あるいは非常に低額な金額になりますけれども、それ以下からいわゆる所得割ということで6つに分けてます、それ以下をですね。その中で、久山町は全体の中の、8段階ある中の第6の階層区分という位置づけになっているわけです、国の基準からいけば。

これはもう糟屋地区もそうなんです。それが全部、というのはやはりそれが6万1,000円というわけですけど、その中で粕屋町さんだけは少し、若干ですけど政策的に下げたと。これもわずかですけども。ということは地域住民の方の所得割が高いということだろうと思います。それ以外は、特別の政策でもってしてある自治体だけが今我々がしているところよりも差があるということでございますので、横並びにしているというわけではなくて、そういう地域の、あるいは自治体の事情によって、ここに力を入れようと、財政投資の力を入れようというところの差が出ているんだろうと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ちょっともう一つわかりかねます。保育料は、市町村が預ける人の所得に応じて決められるということですね。それで、今おっしゃったように、1階層から8階層までであると。それで、その6階層が久山が当てはまると言われるけれど、ほかの階層も比較すると全部高いんです、久山は。その6階層だけが高いんじゃないんです。ほかの階層も高い。これは、町にもありますね、保育認定利用者負担基準額という表があります。それを見られたらわかると思います。

それで、私はその中でも特にわかりやすいという、この西日本新聞の生活特報部の記者の方から説明を受けたのは、この6万1,000円の部分が一番わかりやすいですと。例えば、ほかの60市町村の中で、この久山町も含め6町が6万1,000円ですと。一番安いところは、大川市の1万8,300円ですと。その差は、年間51万円違いますと。同じ6階層なんです。大川市も6階層、久山も6階層。そして、久山は6万1,000円で大川は1万8,300円。これが平均が、先ほど言いましたように、福岡県は4万9,861円。だから、久山だけが6階層ですとか、そういう問題じゃないんです。どこの市町村も1階層から8階層まであるんです。所得、市町村税に関連してですね。私は、ほかの市町村が、あるいは福岡県の平均額が久山よりか安いというのはどういうことかと思うわけです。

それで、これは町の子育てに対する施策の優先度、いわゆる予算のつけ方の優先度でこうなっているんじゃないかと思うわけです。それぞれ子育てに、先ほど言いましたように、これから子育て支援をしなくてはいかんって新しい住民の定住をさせられないかと。そして、そういう人たちが入ってきても、さっき上久原の遊技場で私も孫と一緒に遊ばせ

よったら尋ねられました、いろいろ。私、あそこから引っ越してきましたけども、ここは保育料高いですねって。そして、その方から、今言いますように、基準額表を教えてもらったんです、久山の。それで、その方が引っ越してこられた先の基準額と比較したとき、こんなに違うんかいなとも思いました。それで、私自身、まずは孫がいなかったらとても子育ての云々かんぬんというのは頭になかったろうという気がします。自分で反省するところです。

さっき説明されたのが、ちょっと違うようなんですが、その点どんなもんですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 要は、有田議員がおっしゃるのは、子育てに久山町も特別なそういう支援をしたらどうかということだろうと思います。久山町が決して間違った保育料の設定基準をしているわけではございませんので、その分だけご理解していただきたいと思えます。

例に挙げられましたように、大川市とはものすごく格差があると思いますけども、これはやはり政策でございますのでやむを得ないし、私の町的な考えを申しますと、子育てにしる全ての公共サービスについて、町は町民の方に対して公正、公平にやるのが原則でございます。特定のエリアの分だけに久山町の税を、予算を投入するということは果たしていかがなものかなと。

今、国も子育てに対しては少子化の問題もあっていろんな子育て支援策を講じております。子ども手当もそうですしですね。また、私たち久山町は待機児童が出ないように、認可保育所の運営もやってますし、またこれからも出ないように新しいけやきの森幼稚園で午後の預かり保育も実施するなど、これも一つの子育て支援だと思いますし、またちっちゃなお子さんだけではなく、昨年から取り組んでおります久山町の子供たちに対するグローバル人材育成事業、未来パスポート事業とか、あるいは高校生、大学生の海外留学支援、これすべて子育て事業なんです。

だから、ちっちゃいお子さんを育てるお父さん、お母さんたちの部分だけに目を置いてそこに集中するという形は、私としては政策としてそれは余り極端な差をつけるべきではない。全体的な子どもたちへの支援をどうしていくかによって違ってくるし、大川市さんの場合は非常に人口減少に危機感がある、それに伴う若い世帯の人たちをぜひ増やしたいというところに力点を置かれてる。それはそれで、私は自治体の政策として正しいんじゃないかなと思っていますので、久山町の保育料については決して、議員がおっしゃるように、高いのは高いのかもしれませんが、県下で。それは、そういう地域にある、また所得にあるということで、あくまでこれは基準であって、所得の低い方については当然久山

町民の方でも、そういう面があって措置をしていくわけですから、ぜひご理解をいただきたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 確かに、町長今自ら言われたように施策の違いです。結局、取り組みの違い。福岡市あたりは、子育ての支援を負担を軽減したいという福岡市の施策があるということです。それで、今言ったように、大川市のことを言われましたけども、福岡県内の平均が4万9,000円ばかりですから、やはりそれぐらいに、そこそこの市町村はそれだけ応援してるということですよ、応援してる。

だから、私は6万1,000円を軽減できんかというような話を今町長に言ってるんです。それは、久山は久山のやってある施策はあるでしょう。大川市は大川市の施策が、その中だからでも安くしようということで頑張ってるんじゃないかと思えます。

ただ、私は今言ったように、この施策をどういうふうにするかということについて、もう少し低い年齢の子どもたちにも目を向ける必要があるんじゃないかと。そういう保護者の手助けもすべきじゃないかということを行っているんです。極端からいうと、6万1,000円を何とか低くしたらどうかということを行っているんですが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 結論から申して、これを改定する考えはございません。だけど、県平均が5万円近くであれば、当然県下全体見渡せば、糟屋地区はそれよりも少し高いエリアにあるのはやむを得ないんじゃないかなという気がしますし、だからといってほかの自治体で全て特別な政策で安くしてあるとは私は思っておりません。大体、市民とか住民全体の平均がそういう形の基準額になってくるんじゃないかなと思っておりますので、今この久山町を含めた、恐らく周辺自治体も同じような考えであるんじゃないかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） どうもここが私食い違う点があると思うんです。それで、例えば大川市の話を楽しみにされますけれども、大川市の周辺の町というのは柳川市、大木町、こういうところが隣近所の町なんです。この3市町村も安いんです。大木町は3万6,000円ぐらいです。柳川は4万4,000円ぐらいと。みんな一緒じゃないけれども、安い。

それで私は先ほど言いましたように久山の周辺は、みんな相場とかになるものを作ってるんじゃないかという気がするんです。それで、久山は安くされるなら安くしてやったほうが子ども子育てには間違いなく助かるということは間違いはないんですから。これは、

考えていただきたい。ぜひその点を考えていただいて。それからもう一つは第1階層から第8階層までの基準のお金も全部久山は高いんです。6階層だけが高いんじゃないんです、ほかの階層も久山は高いということだけは私は強く言っておきたいと思います。

また、そういう中で、市町村民税所得課税額というのがありますよね。今度は、保育園、幼稚園もそれで保育料が決まる。そこで、市町村民税所得課税額は夫婦の収入合計で決まるかどうかをお尋ねしたいんですが。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 課長に説明させます。

○議長（阿部文俊君） 課長。

○健康福祉課長（物袋由美子君） 後で調べて。確か、所得が高いほうだと思うんです。合計じゃないと思うんですけど、そこはもう一回確認して答えさせていただきます。

○議長（阿部文俊君） 後で確認して報告いいですか。

（3番有田行彦君「はい、いいです」と呼ぶ）

有田議員。

○3番（有田行彦君） 何を私が言いたいかというと、女性の活躍が、盛んに男女参画だとかいうような声がしますけども、女性がそういうところに出ていこうとすれば子どもを預けなくちゃいけない。そうすると、女性活躍の必要経費と言えるのが保育料です。その中で、女性が外に出て働くためには子どもを預けて働かなくてはいけないと。それに、女性が働くことによって市町村民税所得課税額が増え、保育料の階層が上がり保育料が増えるのは矛盾してると思うんです。これが、夫婦で市町村民税所得課税が決まるならです。

そうすると、何とかそういう決め方であるなら女性の部分だけでも幾らか便宜を図ってやる必要があるんじゃないかという意味でお尋ねしたんです。もしそういうこと、夫婦の合算でということであれば、そういうことは考えてもらえるかということ町長に聞きたいんですが、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 認可保育所の保育料というのは、その家庭の収入に応じた形で決定するようにしてますので、これは守るべきだと思います。もしこれを低くしたいなとかということであれば、無認可の保育園のほうに行かれたほうが有利になるのではないかなと思っています。あくまでも、認可保育所は公的な機関ですから、所得の高い方には一定の保育料を払ってもらい、低い方にはそういう減免をやるというのが認可保育所の基本的な考え方だと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 公的機関であるからこそ公的支援が必要じゃないかというのが私の考え方です。これ以上、もう保育料については歯車が合わんようでございますけれども、新しくこちらへ引っ越してこられた方は、久山町のそういった認可保育所の保育料が高いとかいうことになれば、極論からいうと子どもを育てるためにいい環境だと思って引っ越してきたけど、というようなことになりゃせんかなという気がいたします。これ以上言っても歯車が合いませんが。

けやきの森幼稚園の預かり保育と送迎バスについてお尋ねします。

4月1日に開園するけやきの森幼稚園について、保護者の質問がある。預かり保育ができるかと。できるなら内容はわかるか。例えば、一時預かりや土曜日、夏休みなどの預かり保育はと。また、保育料はどうなるのかと。または、送迎バスはどうなるかと。送迎バスについては、町内幼稚園が1園になると久原側の保護者の中には車の免許を持たない方もおいでになるようで、送迎バスがあると助かるという質問が上がっておりますが、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 教育課長に答えさせます。

○議長（阿部文俊君） 教育課長。

○教育課長（久芳義則君） お答えをいたします。

まず、預かり保育につきましてですけれども、けやきの森幼稚園の預かり保育につきましては、保護者の子育てを支援することを目的に平成30年の4月から実施をいたします。預かり保育につきましては、幼稚園、それから保育園との関係もございます。月曜日から金曜日までの通常保育終了時間の14時から17時までとしております。また、長期休業日、夏休み、春休み、冬休みになりますけれども、こちらにおいても午前9時から17時の時間で実施をいたします。

また、保育料につきましては、通年利用といたしまして定期的にご利用される方については月額5,000円。一時的にご利用される方については1回500円。また、夏休みにおいて定期的にご利用される方で月額5,000円。1日ご利用の方は月額1万円と定めております。また、一時利用につきましては半日1回500円、1日1回1,000円の保育料を定めております。

内容につきましては、教育委員会におきまして規則を定め運用をしております。また、預かり保育の職員につきましては、幼稚園教諭以外とし、指導員といたしまして有資格者2名と補助員3名を予定をしております。現時点での預かり保育の申し込みにつきましては、13名の方が申し込みをされておる状況でございます。

続きまして、送迎バスにつきまして、けやきの森幼稚園の通園についてはコミュニティーバスの利用による通園手段の確保をいたしております。通園の利用に伴う通園料金について、1乗車につき2分の1の助成を行うようにしております。こちらについても、町立幼稚園の通園に係るコミュニティーバス利用料金補助に関する規則を制定しております。バスの時間につきましては、送りは幼稚園到着時間が8時51分、それから保護者の帰りの時間は9時31分の時間のダイヤを組んでいただいております。また、迎えにつきましては幼稚園到着が13時46分、幼児を連れての帰りの時刻は14時26分発のダイヤの整備がなされております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今、課長からお聞きしまして、預かり保育等については万全の態勢をやっていますということを知りまして、私も安心しました。

そこで、けやきの森幼稚園の保育で、今度は幼稚園が統合になったことで子どもが増えると予想されます。預かり保育でも子どもたちに目が行き届くように、職員の配置や職員の処遇に問題はありませんか。また、これさっきのときに聞けばよかったですけど、国は2歳児から預かると、幼稚園ですね。そういうことは、どういうふうを考えておられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、2歳児からの預かりについては、今のところまだ検討にも入っていない状況でございます。基本的に、本町は0歳からの預かりについては保育所のほうでお願いしたいし、3歳以上については幼稚園のほうできちっと受け入れをしていきたいと思っています。それから、もう一つ何やったかな。

（3番有田行彦君「職員の配置とか」と呼ぶ）

職員の配置については、今回統合するに当たって、今まで2園の場合は臨時職員の方に担任を持ってもらったりいう形が、いびつな形があったんですけども、新しい幼稚園についてはそういうことがないように万全の態勢をしきたいと思っております。

（3番有田行彦君「それと処遇はどうですか、職員に対する処遇」と呼ぶ）

処遇は、何も変わりません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 職員の処遇については、今盛んに保育士さんが足りないとかいうような話も聞きますので、職員の処遇についても考える必要があるんじゃないかと。例えば、

給料を上げるとか、あるいは研修の内容を充実させるとか、そういうことをお尋ねしたかったんですが。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 職員はあくまでも役場職員でございますので、幼稚園だけを特別な扱いということは考えておりません。もちろん、研修あたりについては、きちんと年間の研修計画で職員の研修は実施していきたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それで、先ほどイコバスの話が出ておりました。イコバスを利用することになりますと、今子どもの誘拐事件とかそういうふうのがあります、そういうためには保護者が必ず同伴していくという形で2分の1というような話をされたんだろうとは思いますが、2分の1ということになりますと1日、1回100円ですから2分の1の4回ということでは200円ということになります。200円ということになりますと、月に5,000円から6,000円ぐらいになろうかと。年間、粗の計算で5万円から6万円という数字になりますが、これは高いんじゃないかなという気がいたしますが。

それから、イコバスの車内設備で子どもの安全が保たれるかどうか。この点をお聞きいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 送迎は、保護者が必ず付き添うようにということが原則でございます。ただ、子どもさんたちは無料でございますので、保護者の方だけが往復の分の2分の1という形を考えています。それから……

（3番有田行彦君「イコバスの車内設備」と呼ぶ）

いやいや、安全については当然十分な体制を準備させていきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長、車の設備の。

○町長（久芳菊司君） 車の設備の安全については、きちんとそういう対応をしております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） イコバスの運賃料です。さっき町長が答弁されましたけど、もう一つわからないところがあるんですが、送る保護者の運賃でしょうが、これは私もわかりません。それが、1日1回50円、送って行って50円。ほんで、帰りが保護者は帰ってくる、そのときにまた50円、それで100円ですよね。今度は、迎えに行って50円、帰ってくるときに50円。4回、200円ですよね、200円の半分ということですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） いや、今おっしゃるとおり200円になると思います。ただし、6,000円ではなく、月には20日ぐらいじゃないかなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は、私の孫が月に2,700円払ってます。ほんで、月に4,000円だったら年間に4万8,000円になるんです。これ、安いかなという気がするんですが、その点もう少し、いわゆる公的支援というのができないかと。それで、0～2歳児のさっきの話になりますけども、町長の言われるごと保育所に入れられて、子育て云々というような話をされておりましたが、保育所に入れれば、それだけまた保育料が高くなる。質問を元に戻すようで申しわけないんですが、保育料も高くなる。

だから、こういうところに、保育園、幼稚園に入れなさいというなら公的支援もやはり考える必要があると思うんです。いわゆる数字からいうと6万1,000円ちゅうのは間違いなく高い。それから、今のイコバスのあれでも、月に4,000円言うたら、4,000円、5,000円ちゅうのは高いです。その点、もう一度お聞きしたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） いろいろ検討した結果の金額ですけれど、そういうご意見は参考にさせていただきたいと思いますが、今現在は、その方針でという形でご父兄の方にも説明をしてるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） どうもイコバスとか幼稚園のサービスとか保育料の云々というのは、もうちょっと子育てに対して本当に支援をしようかという施策を持ってあるのかなという疑問を持ちます。

今度、草場地区のそういうふうな若い人たちが増えてくると、そういうところに目が行くんです、若い人たちは。保育料がどうなのかなとか、そういった幼稚園のサービスはどうかとか。そういうことも町長、もう少しここを考えていただくようにしていただきたいなという気がいたします。

それから最後に、幼稚園の民営化や認定こども園、子ども・子育て支援新制度で新しくできた0～2歳児の子供を保育する地域型保育について、町長の考えは。

町外の自治体に幼稚園のことについてお尋ねいたしてみましたら、幼稚園は民営化が増えてることや認定こども園の話をよく聞きます。町長は、幼稚園の民営化や認定こども園、平成27年に子ども・子育て支援新制度が新しくできた0～2歳児の子どもを保育する地域型保育について、どうお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本町の場合は、幼稚園の民営化や認定こども園は考えてないというよりも新しい町立のけやきの森幼稚園を造ったわけですから、認定こども園の考えはもうあり得ないというふうに思っております。

それから、0～2歳児の子どもを保育する地域型保育についてということですが、これは0～2歳児の子どもを保育する地域型保育をするには、0～2歳を終わったときにそれを受け入れてくれる保育所というのが、きちとなければできないものでございますから、本町の今の杜の郷は定員の関係上、もうそこまでの受け入れ態勢をする保育所ではございませんので、0～2歳専門の地域預かり型保育というのは考えておりませんし、また先ほどおっしゃったように、幼稚園で2歳児の預かり保育というのも体制上それはもう考えていないということでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 幸いにして、久山の場合は待機児童という言葉は聞きませんが、恐らく最近のように地域型保育とか2歳児を預かる幼稚園を増やすとかいうのは、待機児童が増えてきていうことだろうと思います。久山の人口が増えてきますと当然今度は、先ほど言いましたように子どもの人数も増えてまいりますので、必ずこういう施設は要望が出てくると思います。

それから、地域型保育と認定こども園、あるいは幼稚園の民営化は考えておられないということで、私も今せっぱ詰まった問題ではなかろうとは思っておりますけれども、久山は。しかし、将来そういうこともあり得るんじゃないかと思っております。

それから、最後になりますが、平成27年に子ども・子育て支援新制度がスタートして、幼稚園の利用時間とか低年齢児0～2歳児の保育事業の支援に保護者は期待しておられます。また、福岡市は30年度の当初予算は子ども育成費が6%伸び、予算全体で24%を占め、子育て世代が住みやすいまちづくりを進め、子どもの関連に手厚く配分しております。ひとつ、久山町もそういうことも考えられながら、子どもの関連については、手厚い支援をお願いして質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

10時55分から始めたいと思います。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（町長久芳菊司君「議長」と呼ぶ）

町長。

○町長（久芳菊司君） 有田議員の質問のやりとりの中で、私が待機児童が出ないようにというところを、待機児童が・・・・・・ようにという発言をしたということでございます。・・・・・・ようにではなくて、待機児童が出ないようにということで訂正をさせていただきますと思います。

○議長（阿部文俊君） 訂正してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。

次に、有田議員のおっしゃっていらっしゃいました、健康福祉課からの説明を再度お聞きしたいと思います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（物袋由美子君） 先ほどの保育料の決め方ですけれども、国の規定で保護者の全部合算ということで決まっております。

○議長（阿部文俊君） よろしいでしょうか。

（3番有田行彦君「はい」と呼ぶ）

では、ただいまより始めさせていただきます。

4番佐伯議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私は3項目質問でございますが、前回12月議会、これ資料が配付されなかったことで、これはむちゃくちゃになった分をもう一回質問いたします。ですから、この部分は個々で質問を回答されるよりも、これつながってると思います、総括で結構でございます。

1点目が、町長の不適切発言。その際に多々、町長が私に対して不適切な発言をされましたので、それと12月議会に言いました町の諸問題として役場機構のあり方について、これについてここへ今項目を上げております。これについて一般質問をしたい。本当はこれは議会事務局という項目が上がらないといけないのですが、書いてない。

2点目、下久原の片見鳥地区の開発計画について。キングパチンコ久山店そばに、これ土地開発がある予定が10年ぐらい前からあるんです。これが進んでいない。地権者がどうなってんだと、それで私が今回一般質問することになったんですが、前もって言っておきます、ここの土地があります。大変これ、それで一般質問するというのは不適切でし

ようけど、私は適切な理由がありますから、これは質問するわけです。そこその点、前にも議長にもお話ししましたんですけど、これ、ちょっと前もってことわっておきます。町民の方にも説明できるものがあります。

3点目、中学校給食導入について。導入についての進捗状況を聞くのと、そして太宰府みたいに進捗が見える化、ロードマップを作ったらどうかと、そういった提案をしたいと思います。

時間がこれはオーバーしましたら次に回します。今回、私はまた資料配付をお願いしとったんですが、配られていません。そこで、どうでしょうか、町長にも資料がいつてないみたいですけど。議長、交付資料は町長に渡してもらっていますか。31枚の資料。

○議長（阿部文俊君） 渡してません。

○4番（佐伯勝宣君） あれでしたら、これ今渡してもらって、目を通して、暫時休憩20分ぐらい求めたいんですけど、これ大事な資料でございます。町長に言ってもらっても。

○議長（阿部文俊君） いや、認めません。

○4番（佐伯勝宣君） それ、理由言っていない。いけませんよ。

○議長（阿部文俊君） 資料の配付を認めませんので、許可できません。それで終わりです。

○4番（佐伯勝宣君） 議長配付だめですか。手順踏んで、議長に何度も文書でお願いしております。もう全員配付、ほんとはこれしてないということ自体、31枚もありますから、これいかにことなんですけども、せめて町長だけでもこれ渡したらどげんですか。

○議長（阿部文俊君） 必要ないと思いましたが、認めませんでしたからお渡ししてません。

○4番（佐伯勝宣君） この31枚16種類の資料というのは、ここにいる議員半分以上、三役以外の方の手元には実は既に持ってあります。そして、実は外部の人間にも複数渡しております。それは、報道の方です。今日は来ていただける予定だったんですけど、発熱で来れないというふうなメールがさっき来ましたので、その経過というのを私が彼に今日報告して、またいろいろ今後のことを考えなきゃいけない。ですから、今後どういったことをやったかということと言わなきゃいけませんから、あれでしたらこれ本当に大事な資料です。

というのは、もうぶっちゃけて言います。今回、3項目、ここに上がってない議会事務局も含めて町の違法行為。まず、選管、これは強要行為です。これは、私刑法ということでは12月議会上げてましたけれども、刑法の上げ方が間違っとなったようで、町長からも本当……むちゃくちゃに言われました。今のをちょっと取り消してください。むちゃくちゃに言われました。

○議長（阿部文俊君） どこを取り消しますか。

○4番（佐伯勝宣君） ……のところです。……をむちゃくちゃという、それにしてください。

○議長（阿部文俊君） わかりました。

○4番（佐伯勝宣君） 私は刑法95条の1項の、この刑法にかかわるということを言いましたけど、これ若干違っておりました。インターネットでも見ましたけれども、これは似たものがあると、これ強要罪、刑法223条というのがある。どっちかというのはわかりません。ですから、これは刑法にかかわるということが正しいようでございますので、この点はやはり違法であると、そういったことも含めて聞こうと。

そして、何度も言っております補助金目的外使用、これは補助金適正化法違反でございます、この違法。そして、ここに上がっていない議会事務局、これは会議録改ざん、これは……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、一般質問に通告文にないことは、ここでは発言しないようにしてください。

○4番（佐伯勝宣君） わかりました。まだ途中でございました。じゃあ、議長、なぜ今回通告に載せなかったのか。これ、議長が説明しなければいけないと思うんです。私に議長から文書がきました。もともと、これは議長と局長宛てに連名に私質問状を、文書出してくれと言った。こういった文書がきた。しかし、これ見ましたらこれは論理矛盾。もっと言いますと理論崩壊してるんです。これ、載せれないということないんです。というか、なぜ載せれないかというのを、私の後ろにいる知る権利がある町民、この町民の皆さんの代弁者としての私の立場を侵害してるわけです。だから、議長が今日なぜ載せなかったか、まず冒頭で言ってもらいたいと思います。

○議長（阿部文俊君） それは、諮った結果、私の判断で、この一般質問に適切ではないと思いましたが、そこは許可しませんでした。以上です。

○4番（佐伯勝宣君） 議長、じゃあ、これの説明をしてください。議長にお渡しします。この文書の説明をしてください。

○議長（阿部文俊君） 以上です。

○4番（佐伯勝宣君） これ説明してください。だって、これ理論崩壊してるんですよ。議会事務局というのは……。

○議長（阿部文俊君） 説明し……。

○4番（佐伯勝宣君） 一般質問の範囲です。これは町長経験者が認めています、町長経験者が。

○議長（阿部文俊君） この場は、私の発言に沿って進めてください。

○4番（佐伯勝宣君） しかし、私は、これはさっき言いました違法行為にかかわります。そして、これは全部つながっています。

○議長（阿部文俊君） もう一度言います。

（3番有田行彦君「動議、議長」と呼ぶ）

はい、動議。

○3番（有田行彦君） 今、佐伯議員と議長とのやりとりは一般質問のことでやりとりされてる、内容でされてるんですか。

○議長（阿部文俊君） もう一度お願いします。

○3番（有田行彦君） 佐伯議員と議長とのやりとりは、一般質問の内容でされてるんですか。

○議長（阿部文俊君） 本来は、これは私と佐伯議員の話は、この一般質問の中でする必要はないと思いますので、そこは却下します。

○3番（有田行彦君） それじゃあ、議会をスムーズに進めてください。

○議長（阿部文俊君） はい。佐伯議員に申し上げます。一般質問を進めていただきたいと思いますので、その一般質問の通告に沿って話を進めてください。

○4番（佐伯勝宣君） はい、通告について話します。

○議長（阿部文俊君） 先ほどから言っております。

○4番（佐伯勝宣君） 私に与えられた1時間を有効に使っています。そして、これは知る権利がある町民のための時間でございます。これは本当に暫時休憩が認められないというのは、ちょっとこれは私も残念なんですけど、与えられた1時間の中でそれを有効にするために、まず議長になぜこの私の質問、議会事務局、この違法行為、会議録改ざん。本来でしたら矢山良隆課長が上がってしゃべらなければいけない、そういった状況を認めなかったのか、それをちゃんと教えてください。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に言います。通告に沿って話を進めてください。

○4番（佐伯勝宣君） わかりました。それしますが。じゃあ、その前に私が出した要求書……。

○議長（阿部文俊君） それは、後で見ます。

○4番（佐伯勝宣君） 後でって、一般質問は生ものなんですよ、議長。議長、一般質問は生ものでございます。ですから……。

○議長（阿部文俊君） 今、有田議員が言われたように、一般質問の内容でございませぬので、これは認められませぬので、話を進めてください。

○4番（佐伯勝宣君） まだ1時間たっていませんから、始まったばかりです。

権利侵害になりますと、じゃあこれ私、文書読みましょうか、内容を。読みましょうか。

○議長（阿部文俊君） 認めません。

○4番（佐伯勝宣君） 困ったな、これは。本来でしたら今日も、じゃあ報道はまた……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、一般質問を進めてください。

○4番（佐伯勝宣君） 会議録改ざんは、これは一般質問でございます。しかも、全部この違法行為にかかわっています。

要は、何が言いたいと言ったら、その3つの違法行為、これ行政機構全体でこれを隠してる状況なんです。そして、これに前回、これにも入りますが先に言いますと、町長の土地のことも言いました。これは個人の利益誘導じゃないんじゃないかいうことで。それも含めて、議会機構が全部これにかかわって町民に知られないようにしている。それを、私は問題視しているんです。

本来でしたら、風通しのいい、知る権利がある町民の皆様が開かれた町政、開かれた議会にしなければならない。そのために私は一般質問するんだということを、さきの12月議会の冒頭でも断ってから言うとするんですよ。それが、結局は配付される予定、正規の手続を踏んで事務局に渡しておいた資料が配付されなかった。その理由を議長がおっしゃらなかった。議長に対して、何度も何度も私は文書を出した。そして、私の名誉回復を……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、もう何度も同じようなことを私は言いたくありません。前に進めてください。

○4番（佐伯勝宣君） だから進めます、進めています。そして、この時間は私に与えられた佐伯タイムでございます。そして、これは大事なことです。といいますのは、ここでおろそかにしてたら後で、今みたいに議長が途中で発言を挟んで私の発言がぶつ切りになっちゃうんですよ。それも含めて、私は議長に答えてもらいたい。

もう一回確認しますよ。久山町議会は会議録が全てです。ほかの議会がやってるみたいにインターネット中継やってません。そして、会議録が何かあったときの証拠の全てです。その証拠の全てになる会議録が、議長が佐伯議員佐伯議員って口を挟むことで私の大事な発言がぶつ切りになっちゃうんです。それを含めて、私は防ぎたい。ですから、まず議長がなぜこの項目を削除したのか、そして31枚配付を依頼したこの重要証拠、違法行為の重要証拠書類を配付するのを拒んだのか。それも含めて、文書があるから答えてくださいと、町民に対して。今日傍聴に来ている方、そして1階におられる方……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、今日の一般質問は皆さんが聞いてあります。そういう中

で、あなたから出されました質問要項の中に沿ってきちっと町長に答えるようなことを書いてあります。それを進めてください。

○4番（佐伯勝宣君） 今、納得いきませんが、じゃあ保留とします、今。保留です。その文書をもう一回読んでください。本来でしたら、この文書、既に6名の議員には配付してあります。そして、今日来なかった、発熱で来なかった報道関係の方を含め2名、複数の方、資料31枚渡っております。じゃあ、これがわかるように言いますが、31枚もつけておりますが……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、もうさっきから言ってます。今日あなたは一般質問でここに書いてあるようなことをきちっと私は認めます。これの内容でお話をしてください。

○4番（佐伯勝宣君） ちょっと待ってください。今、私も保留、妥協してから先に進もうとしたんですが、じゃあなぜ議会事務局という項目を認めなかったのか教えてください。

これ、町長が予算をつけるんですよ。町長自身もこの発言、会議録の改ざんとなった平成28年3月18日の議会で自分に権限があるとちゃんと答えてるんですから。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、もう一度言います。ここは、議長とあなたの会話の場ではございません。だから、もう少しよく考えてから物事を発言してください。そういう中で、私はこの一般質問を進めてくださいということをお言っております。その中の説明は、私は今ここであなたとのこととする必要はございません。

○4番（佐伯勝宣君） まず、今日の私の行動については、既に新聞社のほうに話をしています。もし、議会がこういうことで発言を止めるようでありましたら、私がこの議会を止めることとなります。60分私は発言の時間与えられてますが、この権限、佐伯タイムを生かして、これはきちんとやるように求めていくということを私言っておりますから、それに基づいてやっておるんです。

じゃあ、まずこの文書の説明をしてください。これは、知る権利がある町民に対する義務ですよ。そういった義務が発生しとるんですよ、議長。まず、それについて阿部文俊議長が説明をすることが大事でしょう。どうなんですか、阿部文俊議長。この文書、なぜ議会事務局という項目を削ったのか。そして、配付を依頼した31枚のこの公文書、国土交通省が開示した違法行為を示すそういった文書も含めて、なぜ配付をされなかったのか。それを含めて、理由を説明するのが阿部文俊議長の務めじゃないですか、町民に対する。町民に対する務めでしょう。

○議長（阿部文俊君） 静かに願います。

○4番（佐伯勝宣君） 議場は静かにするところでは。だからそれ教えてくださいよ。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、さっきも言いましたように、その答弁をすることによっ

て、この一般質問の話はきちんとあなたに対しましてしておりますから、質問どおり、あなたが出している項目どおりやっってくださいということを僕は言っているんです。このままじゃ何も進みません。何も進まなくていいんですか。

- 4番（佐伯勝宣君） 私、先ほど言いました。今日、これ時間が足りなかったら次に回しますと。そして、資料が配付されていないんだったらこれ、のれんに腕押しというか何というか、そういった状況になるんですよ。ですから、まず適正に対処していきたい。そのためには、きちんと私は手順を踏んで、筋を通して議長に何度も何度も文書を出してきた。しかし、議長は全く回答をよこしてこない。そういった状況の中で……。

○議長（阿部文俊君） 回答はしました。

○4番（佐伯勝宣君） 何の回答ですか。

（3番有田行彦君「議長、動議」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 有田議員。はい、動議。

○3番（有田行彦君） 暫時休憩を求めます。

（4番佐伯勝宣君「そうです。暫時休憩を求めます」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 動議の賛成者ございませんか。

〔挙手多数〕

○議長（阿部文俊君） 動議成立しました。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時11分

再開 午前11時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐伯君に申し上げます。2月21日付で一般質問について佐伯議員に通知していますが、資料は議会運営委員会に諮り解決した事項のものであり、内容も公にするには不適切なものであるため許可していません。ここは議長に質問する場ではありません。先ほどから再三注意していますが、これ以上注意に従わなければ退場を命じます。

質問を開始してください。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、何時までですか。ロスタイムを教えてください。

○議長（阿部文俊君） 12時31分までとなります。

（4番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ）

佐伯議員。

- 4番（佐伯勝宣君） 今の、議運に諮ったということで、ちょっと納得してませんが、それはまた町民にその内容を公表するのが議会であります。それについて、これ以上私は今日は食いつくのは、やめておきます。粘るのは遠慮しとしましょう。

初日に私退場しました、抗議のために。ですから、退場はやぶさかではないのですが、余り続けて退場というのもあれですからですね。ですから議長に一つだけ言います。明確な、町民にもわかるような回答を用意してください。私は、先月の22、23日に議長そして局長宛てに文書を出しています。議長に直接渡していますから、なぜだめなのかということ、不適切なのかということ。都合が悪い、まずいこと、町長にとって困る、それもはっきり含めて書いていただくことを求めますがいかがでしょうか。

- 議長（阿部文俊君） もう一度言います。ここは議長にする場でございますので、先に進めてください。

- 4番（佐伯勝宣君） 保留にします。では、質問に行きます。

議会会議録、町長の不適切発言ということで、初日に私の名誉回復していただけなかったのが残念ですので、またこれも引き続きお願いしたいと思いますが、会議録、町長はご覧になったと思います。目を通されておるものと思います。読んでみましたら、幾つか矛盾した発言があるんですね。まず、会議録はページ数を書いてません。事務局からもらったものはページ数がありますが、インターネットのものはなぜか番号を打ってません、ページ数は。ですから、インターネットの番号なしので基準でいきます。私の一般質問のページ、1ページ、2ページ、それで数えていきます。

2ページから3ページにかけて、まず町の選挙管理委員会の強要行為に対して。

町長おっしゃいました。町職員に対し、刑法とかいう言葉を使いましたけれども、ということは職員を犯罪者扱いするような発言と私は受け取ります。このような公の場でそういう発言をされるということに対しまして大変驚いていますし、上司として当然容認することはできないということを申しておきたいと思えます。しかし、実際に強要してるんですね。そして、発言録、会議録作ってる。そして、今回私が資料添付しましたが、福岡県の選管にもこのこと通告してるんです。私に返ってきた文書は、回答文なしの私が返信用に入れた切手を貼った封筒のみしか返ってきてない。この旨、私は県の選管に報告している。それも含めて、町長は資料をごらんになってるはずなんですよ。まず、それについてどう思うのかということをお聞きしたいんですが、一通り言います。全部の項目の矛盾点を言います。

次は、補助金目的外使用。5ページ目。

町としては、補助金の条件に合った地域材を使ってモデル住宅として。そして、住宅そのものの用途については、名称は住宅ですけれども、これは国、県と協議して社会教育施設として建築をしたいという許可をいただいて、レスポアール敷地内に女性や子供たちが会合したり、そこで子育てをしたり、いろんなことができる社会教育施設として建築をし、補助要綱にあわせて7年間は展示場として使ってきたわけでございます。ですから、当然補助の要綱に基づいて我々やってきたと思いましたがけれども、中略、そこにモデル住宅推進事業の建物ですよという看板もしておけばよかったんですけども、それもしていなかったということで、そういう指摘をされて、ここは見解の違いで、見解の違いって言われました。中略、結果補助金の一部返還という形になったわけでございますと。

続けていきます。6ページ目。

そういう不祥事を起こした我々幹部の責任として、処分も議案として承認議決をいただいた案件でございますになってました。

7ページ目。

最終的に、我々は議会の意思を最大限に尊重しなければならない立場でございますと。というか、今まで道の駅事業で尊重されたことがないんですけども、それを疑問に思いました。

続けていきます。同じく7ページ目。

今、何を私に説明を求めておられるのか全くわかりませんので、もう少し具体的におっしゃっていただきたいと。だから、具体的に言うためにこの31枚の資料、16種類の資料を、違法行為だとわかるような国土交通省が開示した文書も含めて入れてるんです。だから、用意してるじゃないですか。

次、久山道の駅事業と新国富事業について、前回12月議会。12ページ目。

何度も言っているようですけど専門家とか自分自身できちっと確認していないのに臆測で、本当言うと関係者に対して失礼ですよと。だから、きちっと予算案をかけて、当然今おっしゃっているような資料は全部議会でも提示しているわけですからと。これは1,724万円の立木補償、これの件について町長はこうおっしゃった。

しかし、私は町民からおかしいんじゃないかという意見を聞いた。そして、法律の専門家からちょっとおかしいなということを書いて一般質問をしてるんです。これに対してないんじゃないかなと思いました。

そして、13ページ目、同じく久山道の駅事業と新国富事業についてです。

議会の皆さんは、少なくとも資料を受けながら議決をされているわけですからと。資料の提示は十分じゃないんですよ、比較の対象がない。今の1,724万円の立木補償、こうい

ったことも含めて不十分じゃないかと。要は、1社だけ、一つの事例だけを出している。じゃ、ほかの会社で安くできないのかということを含めて資料提示がない。こういった矛盾がある。

そして、16ページ目、これは町長の土地を私が指摘しました。

ちゃんとここに謄本もありますけれど。これを見せる前に、もういいかげんな図面を見せないでほしいと思いますね。どこにあるんですか、横に。近辺にはありますよ、離れてと。違いましたよね、もうすぐ真横でしたよね。

16ページ目。

再三私が言ってるじゃありませんか、議員としての品格を持った質問をしていただきたい。きちっと調査して、この周辺にあるからその事業と関係あるとか、あたかも何か相手をその中に巻き込もうとするとか悪意が感じられると。私、ずっと資料を出してますよね、常に。常に出してますよね。こういった謄本も持ってましたし、国土交通省、あるいはその他役職から得た資料、これまでのいろんな事例から情報公開請求した資料、それを凝縮してしているのに、これをじゃあ見てくれって言ったら見ない。こういうことについて、町長まずどうなんですか。私を批判した、それについてお答えください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私は、全てあなたが質問してきたことについて答えるだけで、不適切な発言は一切やっていないと、そういう認識でいます。

それから、観光交流センター事業、それから木子里の事業についても、きちんと議会のほうに経緯並びに結果を報告して、自らの処分も含めて、あなたがおられる議会の当時に議決をしていただいた案件ですので、これ以上あなたに報告する必要はないと思います。

それから、観光交流センターに関しては、私の父名義の土地が周辺にあるということで利益誘導ということですがけれども、私の周辺にそういう土地があったら、そこでは一切公共事業ができないということなんでしょうか。利益誘導として何が根拠なのかわかりませんし、これはあえてお尋ねするわけですがけれども、数年前ですか、山田の石切、原山地区で町のゴルフ場計画、パラマウント事業計画をやりました。その中に、当時の町長さんの土地がたくさんありますけれども、それは近辺じゃなくて計画地そのものなんですよ。それは、利益誘導とお考えじゃないんですかね。だから、あなたが一方的な考えで述べられることに対して、私はいちいちあなたに対して個人的な回答はこれまでもやってきてないということでございます。

以上です。

（4番佐伯勝宣君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 昔懐かしい、一問一答式でなくて総括質問のような形になりますことをご了承ください。もう時間も過ぎてますから、今までの全部ひっくるめてということですね。順番に行きましょう。

まず、町選管、刑法の件ですね。先ほど言いましたけれども、第何条かっていうのは正確に指摘すれば私も何かあれでしょうけども、ただ強要行為がこれはいかんことというのとはわかっておられます。わかってるはずです。

そして、まず私が出した公開質問状プラス会話録、これ町長ご覧になっているはずなんです。ご覧になってないとは、これは言ってもらっては困ります。そして、県の選管に私も文書出しまして、それが県からも選管からも町役場に連絡が行ってるはずなんです。その件も聞かれてるはずなんです。ですから、その件について言いますけれども、まず会話録、それについてきちんと確認をされたのか、内容を確認をされたのかということをお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 県の選管のことですか。

（4番佐伯勝宣君「いや、町の選管のほうです」と呼ぶ）

選管のほうには、そういう確認はしておりますし、あなたがおっしゃってる強要とかいうのは一切あってないということも確認をしております。職員にも聞いておりますけれども、あなたが、議員が実際にその当時町長選挙の立候補に意思表示がされておられたので、選管としては事務局から、事務上の事務の関係から議員の辞職の意向をお尋ねしたと思います。そのとき、あなたは考えがあって自動失職を選択し、辞表は出しませんと言って帰られておるわけですよね。そして、何を強要されたと言われてるのか、その何が強要なのかはわからない、私にはですね。

そして、数日後に辞表を出されましたけれども、それは強要されたから辞表を出されたんじゃないでしょう。その間に何かあったんじゃないですか。何も、事務職員はただ尋ねただけであって、その後あなたにいろんな行動があつてははずですよ、地元で。それで、結果あなたは辞表を出されたということであって、先ほど言われた刑法の問題ですけども、刑法に抵触していれば当然警察の動きがあつてしかるべきでしょう。警察が検挙かなんかしてるなら刑法に反してるとかなんか職員に対して言っていないけれども、それも何の根拠もなしに、あなたの単なる理解のもとに町職員を刑法に違反してるとか、それは明らかに職員に対するパワハラですよ。

以前、熊本の市で議会議員さんの職員に対するパワハラ問題が上げられましたけれども

ね、あなたは何の根拠もなしに、職員に対して職員があたかも刑法に違反した行為をあなたにしたとかね。それならば、あなたが警察に訴えればいいことでしょう。ここは、議場というのは、議員さんと私の町政全般に対する真摯なやりとり、議論する場であってですね、あなたのそういう一方的な考えに対して無理やり意見を述べる場では、私はないと思っています。そういう意味で、私はですね、もうこれ以上回答する必要はないと思っています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 会話録を読んでもらったんですかね。途中までは、町長確かに合ってます。ただ、これ会話録の確認されたんですか。これ、公開質問状で出してますから。赤文字で書いてるでしょう、これ強要でしょう。そして、音声データがあるんですよ、音声データが。そして、その後いろいろあったと言います。新聞社より電話があって確認したと。そして、町議選に立候補、ほかの補選に立候補したいという方も出てきたと。それは、私会話録作ってます。そして、この経緯も書いてます。この経緯、実は全て私音声データがあるんです。

だから、町職員とのやりとりだけじゃなくて、この会話録の2番、3番、9月30日のやりとり、10月3日のやりとりも実は会話録作れるんです。その町議選に出たいという方が相談に来たとき、じゃあ選管に確認に行ってくれと、本当にそれでできるのかと確認に行ってるんです。そのやりとりも、きちんとこの中に入ってるんです。1回役場にいったら、確認してまた戻ってこられて、そのとき私に立ち会った人間がいます。会話に入ってますけども。身内ですけれども、元町長経験者の会話も入ってます。立ち会ってるんです。

だから、このやりとりも含めて行き過ぎじゃないかと。だから、強要と言うんです。私、実際に言っています、話が全然違うなというように。それも含めて、町長言わないかん。もうこれ簡単に。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 職員とのやりとりの中で録音されたかどうか知りませんが、そういう会話録があるなら警察に行かれたらいいんじゃないですか。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、話めちゃくちゃですから次いきます。これ、また宿題にします。余りこれもさらっといきたいと思ったんですが。

さっき、町長の発言に矛盾があると言いました。補助金目的外使用に行きますけども、

これは魅力づくり推進課です。

町長、町として補助金の条件に合った地域材を使ってモデル住宅として、そして住宅そのものについては名称は住宅ですっておっしゃいました。しかし、これ7年間は、他の用途で使っちゃいけない。しかし、私資料にもつけてますが、もうオープン前から子育て支援センター完成と議会で、議会だよりの表紙になっちゃってるんですよ。そういったことも含めて矛盾がある。

そして、これは当時の新聞にも出ました。目的外使用で返還をした当時の26年12月議会の最終日の後から。国、県と協議して社会教育施設として建築をしたいという許可をいただいたんで、レスポアール敷地内に女性や子どもたちが会合したり、そこで子育てをしたり、いろんなことができる社会教育施設として建築してという、町長書いてます。しかし、これ違うんですよ、県はこれ否定してるんですよ。そのことを私議会で言いました、県は否定してるんですよと。町長、顔色硬くなってまたそれに答えませんでした。そのことを、またぶり返してどうするんですか。

じゃあ、県が言ったのはこういうことですよと、協議してませんと。はっきり言うたらそういった問い合わせはありました、だから県はレスポアールの帰りに敷地内のモデルハウスに寄って、ちょっとわいわい言うぐらいだったらいいですよと、そういった話はしましたということを、その担当官の前任者に確認したと。だから、これ全然違うんですよ。協議もしてない。

そして、実際にそのことを私、その前段階で町長に一般質問したら、協議はなかったかもしれないと、進達だったかもしれないみたいな感じで町長も触れられた。その後私、県に調べて今の回答を引き出したんですよ。そして、その県の担当官はおっしゃいました。いずれにしても、あそこを目的外に使ったということは、これはもう違法ですよ。違法ですよと言ったかどうか、ちょっとそこらはあれですが、それはアウトですよと言われました。

要は、町長が言ったことと違うんですよ。もう完全に子育て支援センターとして使っていますから。そのことをおっしゃったんです。そして、看板をしておけばよかったんですけど、それもしてなかったということで指摘をされている、見解の違いじゃないかとおっしゃいました。しかし、私今回添付してる資料にも入れとるんですが、ある町長経験者、郡内の町長経験者という言い方させてください。赤文字で、赤ペンで書いています。これ、見解の違い、ボタンのかけ違いでは済まされない重大なミスです、始末書じゃ済まない、そういうふうに言ってるんです。それは、これ矛盾してるんじゃないですか。

見解の違いで、例えば飲酒運転とかそういった違法行為、これ軽くなりますか。それと一緒にです。やってしまっ、結局は国土交通省に損害与えてるんですよ、会計検査院に指

摘されて。顔に泥を塗ってるんですよ。それで、見解の違いでした、済いませんで済むと思ってるんですか。それも含めて、某町長経験者の手書き、赤ペンで私書いてる、それを言ってるんですよ。本当言うと、事務的なミスじゃないし、それじゃ済まされないんですよ。飲酒運転が事務的なミスで済まされますか、それと同じことなんですよ。

そしてもう一つ、6ページ目。

そういう不祥事を起こした我々幹部の処分を議案として上げた。これは、久芳町長と当時の只松輝道副町長の1カ月だけの減給処置のことです。これは、2人合わせてわずか1カ月、計21万円の、約21万円の減給処置でそれで後何もしてないんですよ、再発防止策も講じないで。

でも、昔の会議録見てください。町長、不祥事を起こしたこと、これ初めて認めたんです。今まで、私が町長選に出る前、ずっとこの問題を町長にしてきたとき、不祥事じゃないとずっと言ってきたんですよ。それを表すのが、12月議会12月13日に私紹介しましたよね。平成27年8月24日、議会全員協議会でわずか15分だけこの補助金目的外使用について町長は見解を述べられた。そのとき私は聞きました、これ不祥事ですよ。町長は言いました、不祥事じゃない。へえそうなんですかと私は突っ込み入れました。そしたら、まわりの議員からクレームがつかれましたけども。

まだ町長は不祥事というのを認めていない。その最たる例が、この平成27年9月議会、会議録がありますから後で見てくださいこれ。複数回出てます、不祥事じゃないと。佐伯議員は不祥事ということをおわかってないと。不祥事というのは、不正とか国をだましたという行為なんです、だから不祥事じゃないんですということを複数回言ってるんです。不祥事でしょ不祥事でしょっていうのを私ずっとこれまで言ったけども、一貫して町長は認められなかった。それが、なぜかさきの12月議会では不祥事というふうに使っている。

それは、私が議員浪人生活の間これを違法行為というふうに断定したからです。その文書を町内に配布したからです。補助金適正化法違反、これが明確になったんです。それで、町長は慌てて不祥事の責任をとって1カ月減給処置を議会に申し入れると言いました。ところが、違います、今までただの1回も町長はこの補助金目的外使用というのを不祥事とかいうのを認めたことないんですよ。これは不正行為になるから、国をだましたことになるからそれとは違うと。

でも、今回初めて町長は不祥事という言葉を使っている。これ、どういうことなんですか。今までの町長答えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう一切その点については今まで何度もやっていますので、改めて私は

回答するつもりはないです。

ただ、この支援センターの事業については、あなたは不祥事って言いますけれども、不祥事の意味がどういうところにあるのかわかりませんが、あくまでも国庫補助金の適化法に基づいて私たちは進めてきたわけで、最終的にその一部が認められなかったということで補助金の返還をしたということでございます。

これが、本当のそういう不祥事であれば、補助金の適正化に基づいてきちっとそういう賠償というのを受けなくてはなりませんけども、その辺は私たちがやってきたことが最終的に会計検査院の見解を得、そういう決着がついたということでございますので、それに基づいて処理をさせていただいたということで、全て議会にも報告し議決をいただいておりますので、改めて回答することではないと私は思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今言ったことが全然消化されてないようですね。ボタンのかけ違い、そして見解の違いじゃ済まないようなことなんです。

そして、まず議会に報告してないじゃないですか。私、資料この中へつけてる、あれだったら見せましょうか。担当課、説明した経営企画課ではないですよ。旧政策推進課であり、今の魅力づくり推進課が担当課であり責任課です。それは、国交省もはっきり断言してる。最初から最後まで、この補助金目的外使用、モデル住宅事業補助金の不当転用、この担当課は旧政策推進課であり魅力づくり推進課だと。旧政策推進課時代の会議資料もあるんです。

当時、今の副町長の佐伯久雄副町長が課長です。モデル住宅事業、これは子育て支援センターに不当に転用したわけですけども、当然佐伯久雄副町長は旧健康福祉課長、要は子育て支援センターにも通じてる、その子育て支援事業にも。そういった知識を基に子育て支援センター、これに転用するというそういった発想、こういうふうにつながったというふうに捉えるのが普通でしょう。

それも含めて、本来でしたら真の担当課、責任課である旧政策推進課長、当時はおられませんでしたけども、魅力づくり推進課が資料をもって説明するのが妥当であります。ここにも国交省の会議資料で債権発生の通知書、これに債権者が久芳菊司町長であり、責任が、これは括弧でペンシル書き、鉛筆書きですかね、魅力づくり推進課と書いているんですよ。どこが経営企画課ですか。

これは、不祥事があった場合、町長が不祥事というふうに認めてるんですから、それは責任課が議会に対して説明する、そして資料をもって説明するのが当然なんです。世の中の常識なんです。ところが、常識じゃないことが行われた。

全く我々に予備知識がない中で、突然通常の議案の説明、その中で経営企画課がちょっと資料を配りますと言って、木子里のパンフレットだけ、それで突然課長が立ち上がって済みませんでしたと謝りだした。実はということで話し出したと。我々、何のことかわからない。でも、話を聞いてみたら何かボタンのかけ違い、事務的なミスかなというような感じであり、結局あれよあれよという中で1,984万円の返還と、最終日突然上がってきた久芳町長と当時の只松輝道副町長のわずか1カ月だけの給与減給が承認されることになっちゃったんですよ。補助金目的外使用というのがどれだけ重いかわかんなかった。

最近、ようやく森友ですか、あの問題で、森友学園の問題でようやく補助金返還というのがどれだけ重いかわかったという。我々議会も不勉強だと言われたらもうそれまでです。しかし、本来でしたら議会がこういったことを早く説明しなきゃいけない。私、これ比較対象で書いとるやないですか。那珂川町の例、平成24年、那珂川町が同じく補助金目的外使用で国土交通省に補助金返還かというふうに言われた。結局、補助金返還までいかなかった。久山町より軽い措置だった。でも、その前に那珂川町の場合は何回も何回も議会で議論してるんですよ。担当委員会で3回、全員協議会で1回。結局、町長は1回も出てきてないようですけど、その点はあれっと思う部分はありますけども。

うちは何をやりましたか。この補助金目的外使用、会計検査院が公開していいよって言って、それから2回も町長同席で全員協議会やってるんですよ。そこで町長全く触れてない、この違法行為に、不祥事に。そして、12月議会の冒頭の所信表明でも全く触れなかった。これ、おかしいですよ。

そういった中で、我々議会が残念ながら知識がなかった、そういったことも含めてあれよあれよという間に議決された。我々も確かに不勉強だった。しかし、本来でありましたら、この辺説明責任があるはずですよ。まだ町長は説明責任を果たしてないんですよ。まず、責任者は久芳菊司町長である。それは、平成26年12月議会最終日、町長ははっきり議会会議録に残る形で言ってる。行政のトップである私に責任がありますと。

そして、担当課は経営企画課ではございません、魅力づくり推進課、国土交通省ははっきり言ってる。担当者の名前も言った、西村氏。西村氏がずっとこれは交渉しとったと、魅力づくり推進課です。経営企画課というのは、単にこれは予算の課でしょう。だから、これにさせるのが当たり前。

そして、今どうなってるか、補助金が削られてる、国交省の。これ、後からでも言いますが、国交省の補助事業、こういったことも含めて影響があってる。まず、そういったことも含めて一体何があったのか、今後の見通しも含めて、町長がこれは我々議会だけではなく町民に対して説明しなければならないのではないのでしょうか、いかがでしょう

か。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この件に関しては、もう既に、いろいろに議論させてもらって経緯を報告し、議会で議決をいただいておりますので、改めて私がどうこうということは申し上げることはもうないと思います。

ただ、今おっしゃったように、新たな予算が影響してるとかっていう、それこそあなたの妄想であって、そういうことは国の補助金適化法の中では、それが別の事業に影響するとかいうことは一切ないし、今回の道の駅の関係につきましては、違法行為ということであれば当然何らかの処分はあるわけですが、あのときに説明したように、補助金適化法というのは、その事業が補助金適化法に基づいてきちっと遂行されてるかどうかを見るわけでごさいます、その一部が会計検査院の指摘によって不都合という形でああいう結果になったわけです。これが悪意であれば、当然違法ということで処分なり賠償金なりが出てくると思いますけれども、そういう意味で会計検査院の検査が入って指摘をされるわけですから、今回の道の駅事業については大部分が補助金の目的に……

（「道の駅じゃない」と呼ぶ者あり）

道の駅ですかね。

（「モデル住宅です」と呼ぶ者あり）

モデル住宅……

（「道の駅事業、さっきの」と呼ぶ者あり）

（4番佐伯勝宣君「議長、もう副町長に答えてもらいましょうよ。その方がわかりやすい」と呼ぶ）

失礼しました。木子里、これについての違反ということでございますけれども、これについては今申しましたように、きちっと適化法に基づいてやってきているわけですから、会計検査院の指摘が一部そういう形で、我々としてはきちっと補助金適化法に基づいてやってきましたよということではありますけれども、一部見解が違うと。

最終的には、会計検査院の指摘には従わざるを得ないという状況でございますので、そういう中で返還をしましたけれども、これも適化法の中で、いわゆる違法行為というんではなくて、適化法に適してない部分は返しなさいということでございますので、これを最終的には返したということでございます。

ただ、私たちとしてはきちっと補助事業要綱に基づいて事業を行ってきたし、管理についても適正な管理をしていたということですが、会計検査院の立場からの意見は、そこは違っていたという、今議員がおっしゃったように、子育て支援センターという看板

を最初から立てたというそういう事務上のまずさはあったんですけどね。最終的にはそれをクリアしてなかったということで、ただしこれは違法行為というよりもその分の補助金を返しなさいということでございましたので、その分はきちっと返還して、議会のほうにその旨を報告し承認いただいたとごさいますので、あえてこれについてですね、またそのことについて議論することは必要がないと思っています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まだちょっと、本当は食いつきたいけど、もう時間もないしですね。ただ、今聞きよったらなかなか本当に。

だから、この資料を手元に持ってから答えてください。ちゃんと違法って書いていますし、国土交通省も違法だというふうに言ってました。当時は私も違法というよりも不祥事というふうな言葉が強くて、そこら辺を突っ込めなかったのは私の反省点ですけども、これは違法なんですよ。

そして、いろいろ言いたいことはありますが、関連で言います。

まず、このままだったら補助金が減るよということは、久山町議会の研修、平成27年7月9日この場所で専門家、大学の先生を呼んでの研修会のときにその先生が答えています、久山町の補助金目的外使用に対する見解を。だから、議会で謝りに行ったほうがいいと。まず5年、久山の場合はきちんと謝ってないから6年は新規事業については補助金が見つからないと。そのことを、私はさきの12月議会最終日に町長に言ったんですけど、その専門家のことは知らないし何のことかわからないと、何を言ってるのかかわからないということとかわされました。

しかし、まさに今そういった状況になっているんじゃないですか。確かに、税収は上がったということでもいい兆しはあるようで、町長からもそういった報告は聞かれました。しかし、新聞報道、平成29年9月15日付の西日本新聞にありますように、久山町の普通交付税と臨時財政対策費の合計額、マイナスの26.2%。これは、理由としては町内の企業業績が好調で法人町民税が増収となった久山町でそれだけ減になったと書いてありますが、これはここまで落ち込まないでしょう。ある町長経験者も、ここまでは普通は落ち込まないということで。だから、まず4分の1ですよ、26.2%、4分の1強ですよ。全国でもこれはかなり高いレベルじゃないかと。それを含めて、なぜこれだけ落ち込んだのかということとを明かさなきゃいけない。

町長、さきの12月議会、名前言います、会議録に残ってますから。本田議員の一般質問、この後またされるんですけど、町の総合運動公園事業について。地方交付税が減ってきている、それについて、理由について答えられました。それは、近年の九州北部豪雨、

こういったものが影響してるというふうに、さきの12月議会本田議員の一般質問に答えてあります。どうしても、当初よりもそれで減額されてる、社会資本の交付金というのは減額されていると。

担当課の説明もそんな説明だったんです、さきの12月議会。ところが、私12月11日に県に電話したんです、確認した。そしたら、そんなことはない。北部豪雨が、この災害があったからといって、社会資本の交付金が減額されることはないということで否定をされました。そして、久山町のここ近年の社会資本交付金のつき具合を見てもらいました。そしたら、大分申請額よりもこれは減ってますねと、落ちてますねと。申請額に比べてついてないというふうにおっしゃった。どんな要素が考えられるのか。これしか考えられんでしょう、補助金目的外使用しか。

町長は、さきの12月議会、国の事業だというふうにおっしゃいました。しかし、そうではなく、こういったペナルティーを与えられるようなことをやっている。補助金適正化法違反と、そして、1,984万円という、かつて平成24年に那珂川町がやった補助金の目的外使用よりも大きい額、しかも補助金返還という森友と同じような状況になってる。そういった状況でペナルティーがないはずないんですよ。これも含めて、どういうことなのか、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） どなたか知りませんが、元町長経験者の方がそうおっしゃったということですけども、ならばなおさらのこと交付税の仕組みというのは、きちっとおわかりのはずですけどね。その元町長経験者の方を教えてください……

（4番佐伯勝宣君「糟屋郡内の」と呼ぶ）

直接尋ねますけれどもね、私はどこって聞いてないです。

交付税というのは、きちっとした法則のもとに算定されるようになっていきますので、それは県に聞かれてもいいし国に聞かれても構いません。ですから、今あなたがおっしゃっているような、会計検査院の指摘の事件とかが、案件とかがあったから減らされてるということは、これは一切ないということでございます。

だから、全てのことにそうなんですけれども、佐伯議員は自分の憶測で、ある専門家とかある法律家とか、そういうことでもって、町民の方に街頭であたかも事実のようなことを再三おっしゃってますけど、これはやはり注意していただきたい。本当に法律家の方がおっしゃってるなら、その方を教えていただきたい。直接来て言っただけならば、ご説明をすることは何も構いませんから。ただ、あなたの憶測によって、町長経験者の方でも教えていただければ直接私がお会いして、あなたがおっしゃったことを尋ねてみたいなど

思っています。

だから、国のそういう交付税の仕組みとか、きちっとそういう法則のもとにやられてるわけですからね。そういうことは、決して安易に町民の方に自分の考えだけで声を発するようなことは、ぜひやめていただきたいなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） さらっと終わって、また次回の一般質問に回そうと思ったんですけども、最後まで行きませんね。私は、データを持ってるじゃないですか。そして、町長は結局データをまだよく見せていない。議会が議決したという、この不十分な状況の中で我々が議決してしまった、その事実しか出してないんですよ。私は、きちんとデータをそろえて、専門家からも意見を聞いている。そして、識者からも聞いている。それを提示している。これ以上の事実がどこにありますか。

そして、この場所で大学教授も説明している。一字一句、私再現することが可能です。そして、控室に行ってもそういうことを確認しました。早く国交省に謝りに行ったほうがいいよと言われたと。そのやりとりも、私再現できる。

じゃあ、町長は何が再現できますか。まず、さっき言いましたように、矛盾点ばかりじゃないですか。不祥事を初めてさきの12月議会で認められた。今まで全く認めてなかったのに。ただの1回も認めてないですよ。町長自身がおっしゃった不祥事の定義を。不正行為、そして国をだましたと、こういうことじゃないから不祥事じゃないとおっしゃった。でも、町長、不祥事を使った。となったら、わずか1カ月のみの町長、副町長の減給処置じゃとても足らんわけですよ。とても足りない。いろんなことをやらないかんわけやないですか。再発防止策やら町民への説明責任やら。だって、1,984万円返還した、この金額はどこから出てきたんですか。町民の税金でしょう、違うんですか。

国土交通省から交付されたお金をそのまま返したというふうにおっしゃいましたが、本来使うはずがなかった1,984万円やないですか。実は、このからくりがわかる人っていうのは余りいなかったです。法律の専門家でも、別の方に相談したらこのからくりはわからなかった。でも、実はこれ町民の税金から出ているんですよ。

本来でしたら、この1,984万円、国土交通省に返還しなければいけなくなった不祥事、違法行為、補助金適正化法違反、これをやった時点で町民にもこれを説明しなきゃいけなかった。そして、それがほかの事業にどう影響しているのかと、国土交通省の補助事業関係、ひょっとしたらイコバスも影響しとるかもしれない。イコバスのことは、今回答えなくていいですけど、なぜハイエースになったのかと。これ、国交省からバス型の許可がおりなかったんやないか、そういった思いもしております。これは答えんでいいです、答え

んでいいです。

そういったことも含めて、いろんなことに、今の外れとるかもしれませんが、疑問ですから、自由な発言ですから。ですから、それも含めていろんな事業に影響はしとる。例えば、上久原でやってる土地区画整理事業、これもここまで長引いているのは補助金目的の外使用が影響しとるんやないんですか。

そして、町の総合運動公園事業、これは一体どうなるか。果たして、町民の税金を投入することになるんじゃないかという不安もある。それも含めて、この補助金目的外使用の弊害、これがようやく最近になって目に見えるようになってきた。私はそう捉えております。そして、実際そこら辺も含めて将来的にどうなのか。町長自身は、どう思うとるのか。それを、私はお聞きしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう、この問題と申しますか決着したことについて回答する必要はないと思っておりますけれども、1点だけ言えば、あなたがおっしゃってる町民の税金を使って国庫補助金を返したわけではない。国庫補助金の一部をお返ししただけということだけは申し上げたいと思っております。

それから、いろんなことを、これは自分の思いだから言うのは勝手ということですがけれども、それならば私もあなたの妄想についてですねいろいろ回答する必要はないと考えてます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これはもう次回に回したほうがいいですな。あと、じゃあこれは宿題です。ああ、土地の件があった。久山道の駅事業の予定地、これは町長の土地があったこと。これはずっと伏せられていた。そして、当初国交省に出した図面、そしてこれは精算した後に国交省に出した図面もある。それには、横に長い形になっている。そういったことも含めて、なぜその図面を出さなかったのかということをもまず聞きたい。

これ、私が出している議会報告です。横に長いんです。そこに、町長の土地6筆分8,378平米の土地があったと。さっき、うちの土地のことを言いました。今回の一般質問も、あえてあげてる、これあえてあげてるものなんですよ、含めて。あつて何が悪いかとおっしゃった。しかし、ここに隣接してる土地、これは町民の税金で買ってるんですよ。この5,040平米の土地、これ計算間違えてますけどね、町長これ調べてくださいって私宿題出しましたけども、これに隣接して町長の土地がある。

町長、ここで事業をやるって言ったじゃないですか、農業振興か何か。それか、今回の新国富にも農業振興という項目がありますから、それに絡めてやるのか。それを、今年の

9月議会、阿部文俊当時議長じゃなかった、その一般質問のときに言っとるじゃないですか。それを含めて、これは説明責任が生じることですよ。しかも、この久山道の駅事業という2年間に及ぶ、町民にはこれわかりにくい、そういった議論が繰り返された。

そして、これからまた最後に残った土地、5,040平米と言われてる土地の周辺でまた事業をやろうとするというのだったら、これは町民に対して説明責任を果たさなければいけないんじゃないかと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 言ってある意味が全くわかりませんのでね、回答のしようがないんですけどね、あそこの土地についてなぜ、私のおやじの名義ですけれども、載せなかったのかという。計画区域外だから載せる必要はないと、別段何の意図もなければ意思もなかったということだけでございます。

また、いずれにしてもこの道の駅、観光交流センター事業については、議会でも全て経緯について報告し、補助金返還についても、補助事業のストップについてもまた議会のほうに報告して議決をいただいた案件ですので、もうこれ以上お答えする必要がないと思っています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） もう時間がないので、これで終わります。そして、また宿題とします。そして、資料がないとやはりこれは町長もわからないと思います。ですから、後で資料を受け取ってください、この31枚の資料を。そして、また次の議会で改めてこの問題を、追及も含めて町長にただすということで私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） これで佐伯議員の一般質問を終わります。

時間が12時半でございます。1時30分より一般質問を行いたいと思います。

以上で今日の午前中の一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時30分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番本田議員、発言を許可します。

本田議員。

○6番（本田 光君） まず最初に、防災対策の強化についてをお尋ねします。そして2番目

に、改めて問う約12億円、町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は中止をという。それから3番目に、久山町上久原土地区画整理事業について質問いたします。

まず最初に、防災対策の強化についてお尋ねします。

質問の第1は、2016年、平成28年熊本地震、震度7関係が続いたり頻繁に地震が続いております。昨年7月、九州北部豪雨、全国各地で地震や台風、豪雨被害、火山活動など被害が発生しております。久山町防災計画は、2007年、平成19年に作成されておりますし、10年となります。また、久山町土砂災害ハザードマップの冊子は全戸に今配布されており、久山町に新しく転入されてきた人たちにも配布されているというふうに聞いております。

災害対策基本法の第1条では、国、地方公共団体及びその他の公共団体を通じて必要な体制を確立し、責任を明確にすると規定されております。住民の生命、財産を災害から守ることは、地域消防団や地域住民の協力が欠かせないわけでありますけれども、自然災害、社会災害、両面の災害に対して日常不断に備えておくことが必要かと思えます。町長の所見をお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 災害対策については、議員ご指摘のとおり、いつどこで起きるかわからないというものでございますので、私たち行政としても日常不断の備えが必要ではないかなと考えております。

これまで、町の消防団や地域住民の方の協力をいただきながら防災に努めてきたところでございますけれども、役場や消防団だけでは今日の災害対策にはなかなか対処できない状況も出てまいっております。そのため、1986年から専門的に訓練された組織として南部消防組合のほうに中部も加入したところでございます。

問題は、今日の災害がより短時間で急激な雨量を発生するなど、あるいは大きな想定できないような地震が起きたり、そういうこれまでにないような災害が近年は多く発生しているということでございます。大雨災害あるいは大地震等についても緊急の対応が必要でございますので、そういう緊急事態においては気象庁と町長のホットラインを作って連絡を、情報をいただくようにして、その訓練も必ず定時で行っている状況でございます。

防災対策については、常設の消防署はじめ大規模災害が発生したときには自衛隊とか県、国はもちろんのこと、そういう連絡網については、きちっと整備しておく必要がありますけれども、同時に大事なことは、私たち行政としては、まず第一に町民の方の生命を安全に守ることが大事じゃないかなと思っております。

そういう意味で、住民の方にも自分の生命は、命は自分で守るという、そういう意識づ

けを持っていただく必要がありますので、まず防災対策について、物理的なあるいは機能的なことについては行政が中心となって、地元消防団、そして消防署等、あるいは関係機関と連携しながら、きちっと防災計画の中で定めたマニュアルによって進めていく必要があるんじゃないかと思っていますけれども、実際にそういう大きな災害が起こったときに、どう住民の生命を守るか、財産もあるんですけど、まずは住民の方の命をどう守っていくかということについては、これは一方的にはなかなか対処できませんので、住民の方の意識づけもしていただくように、最も効果的なのが地域住民の方を巻き込んだというよりも、まず主体的に避難訓練を行政とともに実施することが一番効果的ではないかなと思っています。

既に、今年、新しい年度に避難訓練を計画されてる行政区長さんもおられますけれども、行政としてはそういう避難訓練を、ぜひまず地域の方にも各行政区にお願いしてまいりたいと思いますし、我々も消防署と連携をとりながら地域の防災訓練を進めてまいりたいと思っています。それと同時に、先ほど言いましたように、本町の防災に当たっては関係機関、国、県、そして自衛隊、そして消防署、消防団と一体となった連携を今後も取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 先ほど紹介しましたように、家族で地域でいざという時のために、久山町土砂災害ハザードマップの冊子がありますね。これを改めてつぶさに読んでみたところ、書いてあるのはそのとおりなんです。だけど、いざというときに同時に町民の方たちが行動できるかという、なかなか行動できる人とできない人というふうになるわけですけども、日常不断にそういう認識と備えをしておけばそういうときに役に立つという視点から、実際にもう一度このハザードマップから何か、いわゆる土砂災害だけではなくて久山町の防災計画そのものの細部をつぶさに見直して、どうやはり町民に位置づけていくかという。やはりあの東北のほうでの災害があったときに役に立ったわけですね、訓練をしているところは。ですから、ぜひそういう点あたりは再度、町長、答弁求めたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ご指摘のように、久山町内における防災マップというのは各戸に、世帯に配布をしておりますけれども、なかなか普段はですね。それを、目は通していただけるものの実際にそういうときに頭の中へ入ってるかという、なかなかこれは無理だと思います。それを、より効果的にするのが地域での防災訓練のときにそれを生かしてもらって、住民の方にどういうところが一番に浸水するとか、それをぜひ体験して、あるいは考

える時間というところを作っていただきたいなと思っています。

久山町の地域防災計画は、議員が言われたように、平成19年9月に作成してもう10年たってますので、今現在平成29年予算の中で地域防災計画の見直しを行っているところでございますので、これを基本にして、先ほど言いましたように、今の災害というのは短時間に集中して雨が降ったり全く想定にないような規模の地震が発生したりしますので、これまでの自然災害とは明らかに様相が異なっておりますので、そういう意味で今回防災計画の見直しを実施するものでございますので、これを作成、でき上がった暁に、30年度にはそういう、どう行動するかというマニュアルを作成していきたいなと思っています。それに合わせて、地域の方々のそれぞれの行政区に防災の訓練の計画を促してまいりたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 確かに、新年度予算の中に、そういう一定の予算が計上されております。同時に、今からちょうど45年ぐらい前に、この糟屋郡一帯が相当集中豪雨によって荒れた状況で、それを回復するまでが相当の年月がかかったわけですが、いついかなる場合でも、そういう町の姿勢と、それから同時に町民の意識、これをぜひ強化していただきたいなというふうに思います。

それから、いろんな点から見た場合、非常食という、このハザードマップの中にも書かれております。非常食そのものが、例えばお米やらみそ汁、パン、粉ミルク、あるいはまた飲料水、トリアスのコストコだったですか、と提携されとるといようなのも聞いておりますが、確かコストコだったと思いますが。それから、レトルト食、ビスケットとかさまざまありますけれども、これは聞くところによると賞味期限、消費期限等あたりを考えた場合、破棄されてるといふふうにも聞いております。

ですから、せつかく100万円近くのお金がかかっているんでありますから、賞味期限、消費期限の二、三カ月前でもいいから交換するとか。そしたら、そういうのが無駄にならずに、例えば施設等、あるいはまたいろんなところに配布されて活用されていくというところがありますから、ぜひ無駄にしないという視点からも対処していただきたいのですが、町長どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今言われました、災害時における非常食については、対応できるように保存食を用意しておるんですけれども、今言われたように、本町はトリアスのコストコさんと大規模災害といいますか災害発生時に、そういう自体が生じた場合には物資の提供をしていただくようにしておりますので、若干少なめに準備っていう形ですることができ

ております。

それで、この非常食につきましては、これまでも賞味期限が近づいてくるまでに、近づかなくてもどっちみちある程度近づけば交換をやる必要がありますので、これについて期限が切れる前に防災訓練等をするときに使用をさせておるところでございます。

これで、もしまたそういう残があれば、希望されるのであれば活用をしたいと思えますけども、基本的には賞味期限でございますから、そのものが悪くなる期限というのはもうちょっと先なんだろうと思えますけど、とは言ってもその賞味期限が近づいてるものを配布するのはどうかなというところも、それはもう相手方との協議によって判断させていただきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 約10年にもならないと思うんですが、東久原が災害地域としての訓練、そして久原小学校のグラウンドで炊き出し等あたりもされて訓練がありました。私どもも、そういう賞味期限か消費期限か、そういう関係で食べさせていただいたんですが、おいしかったです。まだ十分食べられるというものが、今後粗末に破棄処分じゃなくて、その前に交換して対処できればというふうな考えから質問させてもらっていますが、ぜひそういうふうに対処をしてもらいたいなど。

それと同時に、先ほど僕は・・・というふうに言いましたが、コストコでしたね。

（町長久芳菊司君「コストコです」と呼ぶ）

コストコに訂正させてもらおうというふうに思っています。

ぜひ、その点あたりは再度、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 賞味期限はあれなんですけど、消費期限を超えない範囲で、廃棄処分をするんじゃなくてできるだけそういう有効な形をとりたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） じゃあ、次に入りますが、質問に入りますが、一般社団法人粕屋医師会は、昨年発生した九州北部豪雨を受け策定された大規模自然災害時の地域救護計画について、古賀市とそれから糟屋地区7町との協定締結を行われています。

しかし、被災地での医療機能は異なって、1に医療機関自体が被災した場合、あるいはまた2、二次、三次災害の続発と長期化への対応と。数字の3として、生活対応、社会保障等の機能が重要だというふうに考えます。したがって、町の責任で地域防災の向上をという先ほど来の町長の答弁でもある程度理解できましたが、住民と連携した地域防災計画の見直し強化、これも先ほど町長が先に答弁されたようでありますから、再度改めてここ

で質問しますが、そうした地域防災計画の見直し強化、この点について町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ご指摘のとおり、大規模な災害が急に発生したときは、郡内医師会ではそういう取り組みをされてますけれども、実際にはなかなかそれだけでは対応できないんじゃないかなとは理解できますので、先ほども申しましたように、自然災害等の状況が従来とは全く異なってきておりますので、今回の見直しに当たっては、それに対応するマニュアルをまず策定しまして、そして今おっしゃったように、役場だけの対応ではとてもできませんので、災害対策組織、そしてまた自主防災組織、住民の皆さん、それから外部の自衛隊を含めていろんな関係機関等のご意見をいただきながら、防災計画の、また特に行動マニュアルを詰めてまいりたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） いろんな、あらゆる角度から地域住民の生命、あるいはまた財産を守るという立場も含めて、そして本当に、この久山町から被害者が出ないような、そういう対策をぜひ講じていただきたいというふうに思います。

次に、改めて問うというふうに書いておりますけれども、約12億円、町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は中止をと。これは、糟屋郡をずっと見ましても、須恵町に若杉の森というのが28億数千万円かけたサッカー場や野球場、そして総合グラウンドがあります。また、宇美町にも、そうした野外の野球場、照明付のです。それから、グラウンド等がありますけれども。

質問の第1でありますけれども、昨年12月議会一般質問でも、総事業費約12億円とされている町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は中止をとというふうに質問をしました。質問に対して、町長は今の事業認可は平成31年までとなっていると、これからどれだけの投資が必要なのか、あるいはまた事業診断とか事業評価、事業については外部評価委員会の意見もいただきたいというふうに答弁されました。

しかし、新年度予算案にも総合運動公園の整備工事費が1億200万円が計上されております。事業推進は、客観的に見て、こういういろんな今の社会情勢から見て、政治判断のまあ欠如じゃないかというふうに私は見ます。

12月議会質問から、既に3カ月が経過しておりますけれども、外部評価委員への要請は大体いつごろを想定されておるのか、町長にお伺いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総合運動公園の整備については、本田議員から見直してはどうかとい

うご意見はいただいております。前回もお答えしましたように、確かに各郡内の市町村で大規模な総合運動公園を造られてるところがありますけれども、当時はその時代でもあったわけです。

そういう中で、久山町は少し遅れた形で整備を進めてるということになりますけれども、いずれにしても今回山田地区から現在のところに区域を変更した総合運動公園は、前回も言いましたように、大部分が公的有地、採石場の跡地を含めてですね、土地を含んだエリアでございますので、スポーツ専用という形じゃなくても総合的な、私は近隣公園的なものを含んだ総合運動公園として位置づけは適正じゃないかなと思っております。

問題は、本田議員おっしゃるように、大規模な施設が必要なのかと、投資がということでございますので、そこら辺はやはり、この事業は31年度が今の事業認可の期限になりますので、30年度に事業評価といいますか診断あたりをしながら検討協議を進めてまいりたいと思っております。また、あわせて庁内における外部評価というのを今はやっておりますので、これも30年度実施を外部評価委員会のほうにお諮りしたいなと思っております。ただ、この時期は毎年次の年の予算編成前にしてしますので、多分11月ぐらいじゃないかなという、予定としてはですね、そういう時期になってくると思います。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） この外部評価委員の委員ですね、どんなメンバーの方で構成されているか、そして誰が選任されているか、任命権者は誰なのか、町長なのかほかの方なのか、その点お伺いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 当然、任命は私でございます、町長でございます。

メンバーについては、担当課長のほうから、経営企画課長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 外部評価委員に関しましては、5名いらっしゃいます。

まず、大学教授1名、それから公認会計士1名、それから経営協会のほうからアドバイザーとして1名、それから町民代表2名でございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今、課長が答弁されたとおりです。町民がお二人、それから会計士が1人、それから大学教授が1人、それからコンサルト会社が1人の計5人ですね。

ところが、この人たちが果たしてはっきりと答えを出せるかどうかという点も、どうかというふうには思いますが、今バブル期の発想ではなかなか大変ですよ。各日本全国の自治体を見た場合、バブル期の発想でいろんなリゾート関係ができ、そして大型施設ができ上がってきとるわけですね。そして、後になって自治体の財政が圧迫されるという状況になってきているわけですから、例えばこの近隣の自治体にあるそういう総合運動公園あたりでも、いわゆるこのいろんな維持管理を含めたランニングコスト等あたりが相当かかっているんです。収入の手数料はわずかです。そこらあたりをもう一度町長の英断というか、もう別な事業に切り替えますよぐらいははっきりされていいんじゃないかと思いますが、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員さんの事業についての見直しを検討するということについては、私も賛同いたします。時代も変わり、また今年行いましたまちづくりといいますかアンケート調査では、公園についても、そういう大規模な施設よりもまずちっちゃな子供さんの安全・安心な公園が欲しいというニーズが強かったのも確かでございます。

ただ、だからといって総合運動公園が必要じゃないという、各競技施設が必要じゃないということは、また中止するということはどうかなと。これはやはり検討する必要があるし、私としてはやはり一定の町民、スポーツを親しむ方、あるいは町民の方が親しむ施設として健康のまちならば、ある意味で、そういう体力を使うといいますか体力を鍛える健康という促進もあるわけですから、満足できる施設というのは、それを希望される方も多いだろうと思います。

問題は、施設の中身だろうと思うんです。これだけの人口、あるいはスポーツ人口を考えたときに、何もかも備えた競技施設が必要か、そういうことを考慮しながら事業判断と整備の見直しをしていく必要があるとは思っていますので、いきなり今の事業を中止とか、これは今のところ私の中にはありませんし、外部評価委員会というのが今あると申しましたけれども、当然見直しに当たっては議会の皆様とも全員協議会等を通じて議論をさせていただきたいと思っておりますので、そういう形で、やはり議員おっしゃるように有効的な予算執行ができるような形を努めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長の認識とちょっと違う点もあります。というのは、私は何もスポーツを否定しているわけじゃないんです。山田、石切にかつてゴルフ場計画、あるいはまた映画テーマパークがあったその一角に総合運動公園、それを移したんだとおっしゃるけれども、それは完全にゴルフ場、映画テーマパークというのは白紙になったわけです。白

紙になったからそれを移したんだというんじゃなくて、今の情勢に合った対応策をどうするかという問題。例えば、役場の下のグラウンド、あるいはまた池上池のところの公園とか、それぞれの行政区にあるちびっこ公園とかがあるわけです。むしろ、そういうことに力点を置いて対処したほうがいいなというふうに考えます。

そういう点は、今後ぜひ町長、考えていただきたいなというふうに思いますし、同時に次の質問に入りますが、町総合運動公園スポーツゾーン整備事業は、今後の手続き、それから事業実施のコスト、関係者とのコンセンサス、あるいはまたランニングコスト増、来年10月より今現在消費税の8%を10%へという増税の予測等々を考えた場合、莫大な公共投資を伴い町民負担増は大であります。

先ほど来からの質問にもありましたように、久山町は地方交付税は減り、そして同時にいろんな財源が縮小されてきておるわけですが、確かに上久原の区画整理事業は後ほど質問しますが、そういうふうに住宅関係が増えてくると固定資産税、あるいはまた町県民税等あたりが入って、町も一定は財政収入等が拡大されるんですね。

ですから、もうこの時期にきて総合運動公園は待ったなしの状況ということじゃなくて、確かに外部評価委員会にかけるとおっしゃるけれども、ある程度危険のない方向で、いわゆるのり面の集中豪雨後も対応できるような、そういう方向にどういうふうにしていくかというのは今後の課題ですが、12億円では僕は終わらないと思います。あれをだから、これが大体12億円、18億円、20億円となっていく可能性が大いにあるんですね。それから、ランニングコスト。

したがって今、日本国憲法第25条を生かして12月議会においても指摘しておりましたが、町が優先しなければならない事業は、たくさんあります。そういう課題もあります。ですから、町総合運動公園計画地の集中豪雨等あたりを想定して、主な危険箇所、これを補強、あるいはまた対策を施して町総合運動公園スポーツ事業は、きっぱり廃止されてはどうかと。町長は、外部評価委員の審査を受けてというふうにおっしゃるけども、再度町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何が何でも中止をとというんじゃなくてですね。当然災害の予算をこちらに必要だからという形はどうかと思います。もちろん、危険箇所等については、きちんとやはりそれに予算を充当しながらやっちはまいますけれども、総合運動公園は全く違った分野での町民のニーズに合った事業だと思いますので、再三同じことを繰り返すようですが、要は今回のエリアというのは大部分が公有地でございますので、問題は施設の作り方、整備の仕方だろうと思います。

新しい住民の方もたくさん入ってきておられるわけですし、また久山町の町としての生活環境といいますか、これは一つの魅力の一つ、それもあるし健康づくりの場ともなるわけですから、施設の規模あるいは内容が過大にならないように、その辺のところに、もう一度注視しながら計画の見直しをやっていきたいと思っていますので、先ほど言いましたように、議会とも十分ご意見を伺いながら今後進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、やっぱり今何が町民に対して必要かというふうに見た場合、従来議会でも質問させてもらいましたが、今急がなければならない公共施設の関係もあるんですね。例えば、両小学校のプールの改修工事とか、あれは一時的な補修工事はされておりますけども、そういう関係。それから、先ほど来、山田小学校の体育館のこんな意見を出されました、質問されました。そういう天井のふき替え工事等。あるいはいろんな金がかかるんじゃないかと言っていますね、いうことやら。それから、この前ちょっとお笑いになったけども、ゴミ袋の1枚105円の可燃物ゴミ袋の値下げとか、あといろんなことがあるわけですね。

ですから、この久山町民、それから交通関係のアクセス関係を含めた、本当にこの久山町の魅力をどう発信していくかというのと同時に、この久山に定住したいという人たちをどれだけ作っていくかというそういう視点に立った場合、確かにお金があればそういう総合運動公園あたりはいいでしょう。だけど、限られた予算の中で対処するわけですから、ぜひそこらあたりは見直しするところはするというぐらい英断をされていいんじゃないかと、町長、答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員のおっしゃる英断は、もうやめろということでしょうからですね。

今、一番上の4万平米のフラット面のところがあるわけですけど、やっぱりあれは久山町で一番眺望が開ける場所であり、フラットな土地が、しかも町有地であるわけですからやっぱり有効な活用はすべきだろうと思っていますので、そのためにまずは今進入道を整備してるわけですから、そういう基本的なことをまず整備させていただいて、後の施設の整備については費用対効果といいますかそういうのを考えながら、ぜひとも中止という形ではなくて、私は年数をかけてもいいから整備を進めていきたいなと思っています。そこは、ぜひご理解願いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） なかなかそこは理解できません。というのは、確かにフラットになっ

とるサッカー場、野球場等あたりの計画をされとる中、別な活用する方法もあるんじゃないかとは思いますが。それはお互いに知恵を出し合って対処すると。当面は、危険のない方向に、どう防護壁を作ったり対応するかということぐらいにして、そして本当に今必要な事業をやはり急いでやると。これからは、確かに年々国からの補助、あるいはまた国からの交付金、また臨時財政対策債とかそういうのがあるけども、それらは限度があるわけです。

ですから、久山の身の丈に合った町政を行うという状況を作るべきではなかろうかと思えますし、ぜひ総合運動公園そのものの完全な、今工事は進めておられますから一定の危険のない方向で中止を求めているのですが、町長再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今進めてる事業、総合運動公園の事業を中止ということは考えてはならないところでございます。確かに、議員がおっしゃったように、いろんな生活に密着した課題というのはありますので、そこに対しても、むしろそこに優先度が高い分もあると思えますので、そこはそこで予算の配分をしていく必要があると思えます。

特に、公共交通の問題、あるいは学校の施設の問題ですね。これはこれでやはり整備を進めていく必要があると思えますので、だからといって公園を、総合運動公園といいますのは、先ほど言いました、新国富でとったアンケートの中で、特に子育て世代の方たちが要望されてるのが身近な公園ということなんです、実は町の中心地、役場の下のグラウンド帯というのは近隣公園という形の総合公園なんですよね。

ところが、今現状は特定のスポーツのために占用させてるような状況がありますので、私としては、そういう特定のスポーツ、周辺に人がおると危険を及ぼすような競技ではなくて、やっぱり下のは総合近隣公園ということですから、いろんなちっちゃな子供さんからお年寄りまでが利用できるような、そういう運動公園の機能に戻すべきじゃないかなと思っておりますので、そういう意味ではソフトボールも今度の総合運動公園のほうに移転してもらいますし、野球についてもそういう場所をほかに作ろうとしたら、今回の一番上の4万平米のところの一部を野球をされる方の場所としたほうがいいんじゃないかな、そして町の中央に、ちっちゃな子供さんとかが、あるいは大人の方でも憩えるような運動公園機能に戻すことが一番ベターかなと、私自身はそう思ってますので、そういうのも含めて今後検討をさせていただきたいなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、ちょっと、そこは検討されて。

（町長久芳菊司君「はい、いいですよ」と呼ぶ）

この町総合運動公園そのものは、僕はバブル期の発想じゃないかというふうに思います。先ほど来、町の身の丈に合った施策をとということを行いました、年間48億円近くの予算という関係から見た場合ですね、余りにも大それた計画じゃないかというふうに思います。

だから、12億円じゃ終わらないということは、先ほど再三申し上げましたように、本当に町民に利用されるかどうか。そりゃあ、一定は利用されるでしょう。だけど、全町民から見た場合、じゃあ全町民がそれを果たして望んでるかとかという点を見たら、山田石切に先ほど言いましたようにゴルフ場、映画テーマパーク、そのときはその計画の位置づけはあったと、それは。だけど、それと切り離して考えた場合、今の時期では僕はもう既におやめになったほうがいいということを進言したいと思います。

それから、次に入ります。久山町上久原土地区画整理事業について質問いたします。

上久原の区画整理事業そのものが、もう既に今年で31年目になりますかね。いうことになりますが、随分年代が、年数が経過して、いわゆる貸付金によっての保留地、付け保留地です。後ほど質問させてもらいますけども、久山町上久原区画整理事業組合の貸付金に係る保留地、付け保留地についての売却済みの土地の所在、それから面積、金額。恐らく、よく契約しても全額入らない場合があるわけですね、一部のお金しか入らない。そういうのが、実際本当にどのぐらい入っとるだろうかと。未処分の土地はどのぐらいあるだろうかと。大体なのは大体、売れたというようにも聞きますし、そこらあたりを町長、つかんである範囲を答弁していただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原の土地区画整理事業については、大変議会の皆さんにもご心配かけてるところでございますが、いろいろご協力いただいて、ようやく大体完了に、ほぼ完了に近づいているという状況でございます。

今、議員がおっしゃった、いわゆる貸付金にもかかわる保留地の処分については、保留地処分って大体もう完売したという報告受けてます。その土地の面積、金額、これは申しわけないんですけど、組合の事業で進めてありますので、私のほうからそういう内部の事項についてはお答えするのは不適切だと思っていますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） そしたら、保留地、付け保留地は完売というふうに考えていいんですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 保留地については完売したということを報告受けてます。付け保留地についても、ほぼその分の契約については了解いただいているということで、完全にまだ登記という契約が終了してませんが、大体了解を得てる状況で今進めているということでございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 入金額についてはつかんでない、つかんでおられれば教えていただきたいと思います。入金額というか、保留地と付け保留地の売却した額です。というのがもしおわかりだったら報告していただきたいと思いますが。

それと同時に、昨年9月20日が第1回の5,000万円の支払い日ですね。今年の3月20日が第2回目の、これで5,000万円、合計1億円の貸付金。実際5,000万円についての3月20日、国と町へそれぞれ半分ずつ返還と。これは、実際そのめどはあるというふうに町長はつかんであって、あるんですか、どうですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言われた分の、金額等にまで私は確認していませんので、お答えすることはできませんけれども、国からの借入金等につきましては、既に前期分が平成29年9月15日付、後期分が平成30年1月24日付で償還するようにしてはいますが、国への償還は3月20日に行うようにしています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 実際、確かに3月20日に償還するという、目標は、あと5,000万円の金額はつかんでるということなんですか。

（町長久芳菊司君「すいません、もう一度」と呼ぶ）

本年度の3月20日に5,000万円、町と国に対して返還するという、この関係は町長としてはつかんであるかどうかと。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そう報告を受けています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） それから、久山町上久原区画整理事業について、町長は30年、本年3月31日、これ29年度です、までに終了するという、今まで議会に答弁されてきました。一方、公的な事業手続が発生するので、その辺の準備を進めているとも答弁されました。

残された課題は、まだたくさんあると思います。そうした中に、区画整理事業全ての完全収束の時期はいつごろなのか。そして同時に、法務局へ換地だけはしないと法務局に届け出ができないのかですね。ですからこの換地が完全に終了しているのかも定かで

はないというふうに考えますが、町長、どう把握されているんでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 報告によりますと、大体今年度内に、今現在もう、最終的には換地処分の通知を行っている状況です。12月に換地処分の完了届け出をして、換地処分の公告を12月末に行っております。全ての方に換地処分の通知を送っている中、これが全部調いますと登記に入るとい状態ですけども、ごく一部、1名ないし2名の方が、まだ換地処分の通知を受理されてないというふうに聞いてますので、これを最終的にですね、換地処分の通知について了解をいただくということが必要になってくると思います。

ただ、これは相手があつてのこととございますので、ただずっと換地処分の通知を受理されなかった場合は、これはもう組合としても一定の時期にですね、これは公示送達という形で、法に基づいた形で相手側に通知をすることによって受理という形をとる、法的に換地処分を行うという形の手続に入っていくと思います。それが終わりました、実際登記のほうに入っています。大体、本年度内、3月いっぱいという当初目標に言っていましたけれども、相手方がある事業でございますので、県の指導もあって、事業の最終的なそういう認可につきましては平成30年3月31日だったのを、ほぼもう一年期間を延ばすという形で作業は進めていかれるということになります。

ただし、今言った換地処分、いわゆる本登記ができるというのは、そうやって延々と延ばすわけにはいきませんので、早い時期に組合としても、さっき言いました公示送達という手段をとって法的に完了をされる予定だということは報告受けてますので、恐らく新年度前期には終了されて、それから本登記に入られることと思います。それと同時に、清算金の作業をされる、早ければ年内、あるいは1月ぐらいに解散という形を今のところ目標に動いてあると報告を受けております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 当然、換地が完全なものにならないと法務局へ登記ができないというふうになるわけですから、それと同時に、今町長も言われたように、組合としては1年延期というふうなことで延期を承認されとるようすし、同時にここがやって当初は集落整備法という法律のもとから出発して、そして今日に至っている、約30年超したかなというふうに思いますが、31年目ですから。ですから、先ほど来からの町長の答弁にもありますように、また議員の質問の中にもありましたように、いわゆるここが住宅地ができれば約三百数十戸、400戸近くできるということになりますと、固定資産税、町県民税とかさまざまなお金が入ってくるという。

早く言えば、総合運動公園よりもこちらにこそ力を入れるべきじゃないですか。この区

画整理事業を完成するという、その視点に立って、そしてここにぜひ住みたいという、永住されるような人たちを住宅会社等あたりと交渉したり、さまざまなことができるというふうに思います。

それに伴って区画整理事業なんか、その中には、いろいろ公民館的なもの、集会所ですね。あるいはまた、あの一带にいわゆる屋外灯というか電柱を立てて照明をつけていただきたいというか、さまざまな要求がこれから出てくると思います。それから、そうした町がやらなければならない公共事業ですね。これも、同時に並行していかなければならぬと思いますし、ぜひ総合運動公園よりもこっちに力を置くぐらいされたらどうでしょうか、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおり、上久原の土地区画整理事業については、今後まだまだいろんな整備というのは、あるいは要望とかが出てくるだろうと思いますけれども、それに応えるだけの行政としての効果があつて事業でもあるし、これはもう、いろんな交付税にも影響するし、町の活性化にも影響し、については非常に大きな効果を生んだ事業だと思っています。

ただ、全てを総合運動公園のほうに持っていくんじゃなくて、全体的な町の事業予算の中で、おっしゃるように基本は、町民の方の要望は生活環境優先だろうと思いますので、当然その辺は配慮しながらも、やはり我々行政としては、いろんな分野についてバランスのいい公共投資をやっていく必要がありますので、その辺を含めてご理解をいただきたいかなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、最後に質問しますが、町の総合計画で、この中から見ても、そして当初は人口を当面1万、そして1万3,500人というふうに増加していくという方向なんですけど、なかなか1万人に到達するためには相当努力せんといかんわけです。ですから、上久原の区画整理事業が一定成功すると、その住宅地域も増えてくるし人口増加にもつながってくると。さまざまな、いろんな面から多面的に見てもよい方向につながっていくと。それだけの町の投資も要るわけです。ですから、相乗効果が発揮できるような方策と同時に、極端に言えば無駄と言うたらいかんけども、そういう総合運動公園はもうやめて、危険のない方向にして、そしてここに力点を置くというぐらいの発想を、ぜひ持っていただきたいというふうに思いますし、それと、その上久原だけじゃなくて町全体ですね、そこそこのあり方、これも並行してやらなければ、なかなか一部だけはよくなって全体が後退してはだめなんです。ぜひそういう点を含めて、まちづくりの総合仕上げ

的なことを含めて対処してもらいたいのですが、町長、再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総合運動公園については、再三中止をとということですがけれども、平成30年度の当初予算において、本田議員がご指摘のそういう事業費を含めて、費用対効果を含めて再評価の予算を計上させていただいておりますので、そういうきちっとした専門的なものも入れながら事業を継続するに当たっての議会等のご意見も伺いたいと思いますので、ぜひそのときにご意見いただければと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員に確認いたします。質問事項の中の1の発言の中で、・・・をコストコに訂正ということにしてますけど、よろしいでしょうか。

（6番本田 光君「そうしてください」と呼ぶ）

じゃあ、そういうことで訂正させていただきます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時26分